

令和3年3月定例会

文教福祉常任委員会会議録

招 集 月 日	令和3年3月8日(月)
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 議 日 時	令和3年3月8日(月) 午前9時04分
閉 会 日 時	令和3年3月8日(月) 午後4時11分
委 員 長	頓所 澄江
委員会出席議員	
委 員 長	頓所 澄江
副 委 員 長	小泉 晋史
委 員	加藤 久子 織田 京子 金子 雄一 橋本 稔 諏訪 三津枝
欠 席 委 員	なし
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 2 7 号	鴻巣市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 8 号	鴻巣市介護保険条例の一部を改正する条例	原案可決
第 2 9 号	鴻巣市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 0 号	鴻巣市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 1 号	鴻巣市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 2 号	鴻巣市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例	原案可決
第 3 3 号	鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例	原案可決
第 4 2 号	令和 2 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 1 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 5 号	令和 3 年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 8 号	令和 3 年度鴻巣市介護保険特別会計予算	原案可決

委員会執行部出席者

(こども未来部)

こども未来部長	田口千恵子
こども未来部副部長	小林 宣也
こども未来部参事兼 こども応援課長	染谷 秀幸
こども応援課副参事	久保田明子
子育て支援課長	伊藤 和代
保育課長	佐々木晴美

(健康福祉部)

健康福祉部長	高木 啓一
健康福祉部副部長	木村 勝美
健康福祉部参事兼 福祉課長	沼上 勝
福祉課副参事	服部 和代
障がい福祉課長	新島 政博
健康福祉部参事 兼健康づくり課長	清水 恵子
健康づくり課副参事	中山 尚子
健康福祉部参事兼 介護保険課長	矢澤 欣子

(教育部)

教育部長	齊藤 隆志
教育部参与	野本 昌宏
教育部副部長	清水 千之
教育総務課長	鳥沢 保行
中学校給食センター所長	神田 英昭
教育部参事兼 生涯学習課長	田島 盛明
教育部参事兼 中央公民館長	島村 信行
スポーツ課長	竹井 豊
教育部副部長兼 学務課長	大島 進
学校支援課長	穂山 孝幸
吹上支所副支所長	吉田 勝彦
川里支所副支所長	加藤 勝美
書 記	森田 慎三
書 記	松岡 佐織

(開会 午前9時04分)

(委員長) ただいまより本日の会議を開きます。

会議の前に、中学校給食センター所長より発言の訂正がございましたので、許可いたします。

(中学校給食センター所長) おはようございます。昨日、金曜日、議案第33号 鴻巣市立中学校給食センター設置及び管理条例の一部を改正する条例に対する質問で、答弁に間違いがありましたので、訂正をさせていただきます。

質問としましては、中学校給食センターの住所の確定とのことだが、現在どこの地番があるのか、なぜこの地番になったのかに対する答弁でございますけれども、中学校給食センターの土地地番は、新中学校給食センターの建ててある土地、滝馬室587番地の1を含めまして18筆ありますと答弁いたしました。18筆ではなく13筆の間違いでございましたので、訂正をお願いいたします。

以上でございます。

(委員長) ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。

次に、議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託されました部分について、説明は終わっております。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) それでは、やっていきたいと思えます。おはようございます。まず、第1番目の155ページです。通告しましたのが福祉タクシーと自動車燃料費の予算額の違いというふうなことで通告を出しております。これはどちらかというのは本人自身を選べることになっているかと思うのですが、令和2年度からですか、デマンド交通関係と福祉タクシー券のそれを運用できるような、そういうふうにしたにもかかわらず、やはり自動車燃料費のほうがかなり予算額が多いわけなのですけれども、実態に基づいて予算って組むわけですけれども、このようにやはり昨年の実績から比較してこのような予算組みになった、実績って自分で言うておきながらなのですけれども、どういう組み方の中でこういうふうな差額

がこのようにあるのか、まず教えていただきたいと思います。

（障がい福祉課長）これは、先ほど委員がおっしゃったように実績からなのですが、お話しします。令和3年度の自動車燃料費助成委託料が1,346万円、福祉タクシー・デマンド交通共通利用補助券328万3,000円となっており、自動車燃料費助成委託料のほう約4倍の予算となっております。これは、令和元年度の福祉タクシー券の利用金額が約300万円に対して、自動車燃料券の利用金額が約1,300万円であり、約4倍となっているためです。

以上です。

（加藤）ということは、やはりご自分で車を運転していくというよりは、家族の方が車を出して病院なり通院するということになるかと思うのですが、本当にそんなに、やっぱり家族の方がそれほどにちゃんと送迎をしてくださるといふ家庭環境があるのかなって、私も実際周りの方見ている、やっぱり一緒に住んでいなくても娘さんがとか、何か近くにいらしても、やはりお仕事しているとか何かというふうなことで、なかなかお願いするよりは、ひなちゃんタクシーとか乗合タクシーができて、すごくやっぱりもう便利で、子どもに頼まなくてもそれ利用して行けるのですごくよかったという話を結構、そんな話たくさん聞いているのですが、やっぱり本当は家族がそうやってやってあげられるのがもちろん一番いいと思うのですけれども、本当実際そんな、そのように本当に通院とかそういうところに使われているという実態が把握できているのですか。

（障がい福祉課長）実は障がい福祉課のほうではガソリン券を発行はするのですけれども、確かに皆さんがどれだけ1年間で使ったという明細を出していただくところまではやっていないのです。ただ、家族の方がその障がいのある方に対して実際に病院とか通院とかして行っているのもそうだと思いますし、あとまだ目に見えないところで本人に対しての買物があったりだとか、本人に対しての支援をしているのは事実だと思いますので、そういうところでのガソリンを使っているのだというふう認識しております。

以上です。

（加藤）では、次に行きます。

次が165ページ、通告では祝金のほうもあれですけれども、議案のほうで祝金のほうはいろいろお聞きしましたので、それはパスします。

敬老会の関係です。令和2年もコロナ関係で、令和2年はいろんなことの中で3,500円の商品券が75歳以上の方に郵送されたわけですけれども、令和3年度は2,000円というふうなことで、また同じようなことで郵送するというふうな内容かと思うのですが、これというのは、これから先コロナがどんなふうな状況で終息されるのかどうか分かりませんが、そのコロナ禍の中での対応というふうなことなのか、それとももう敬老会の事業としては今後ずっとそのようにしていくという考えなのかをお聞かせください。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、今年度、敬老会の開催を中止しまして、敬老会代替品等支給事業に替えさせていただいたわけですけれども、これにつきましては、10月の後半から自治会連合会や鴻巣支部社協の各支部長さん、それから民生児童委員の協議会の皆様と意見交換を行ってまいりました。ご意見としましては、令和3年度は敬老会の開催を中止して、令和2年度と同様の祝敬老寿商品券支給事業と同様な事業を希望された方が非常に多くございました。中には敬老会開催事業を見直してほしいという強いご意見のほうもございました。また、令和3年1月8日、非常事態宣言が発令されまして、現状において当初予算に敬老会開催事業を組むことができないと判断いたしまして、令和3年度限りの代替事業とさせていただいております。

それから、今後の敬老会ということですが、コロナ禍において、委員もおっしゃられたとおり終息状況について、ワクチンで改善していくのかどうかも含めまして見ていくとともに、市といたしましては、敬老会の補助事業については、高齢者が増加する敬老会の開催は地域でも難しくなっているという現状もございます。そういったところを踏まえまして、令和3年度以降、見直しを検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（加藤）まさにちょうどこのコロナ禍の関係で、お祝いとしてそういう郵送するというふうな形に2年続けてなるわけですけれども、今課長さんのおっしゃったように、やはり本当に高齢社会の中で会場なりとか、運営する人も敬老会の対象であるというふうなことでしていますので、今後においてもぜひともそういう方向でやっていただけたほうがいいのかなというふうな気がします。ただ、それにはやはり郵送料もかかるわけですので、やっぱりこれはこれから検討課題にさせていただけるのかなのですが、やっぱり祝金もそうですけれども、75歳でなくて、もっと年齢を引き上げた中で、やはり人数とかいろんな、本当に敬老ということとはしなければいけないことですが、今後やっぱりそういうことも検討課題というふうなことで考える方向性があるか、年齢のあれですね、そんなことはどのように思われているかお聞きします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）年齢につきましては、高齢者の方の平均寿命も80歳を超えておりますので、その議論の中には当然80歳を超えてということの議論もございましたけれども、今後そういったことも踏まえまして検討してまいりたいと思います。

以上です。

（加藤）次行きます。

181ページ、ひなちゃん応援特別給付金の関係ですけれども、令和3年の4月2日からの生まれる方に3万円の支給というふうなことを新事業としてやっていただけるわけなのですけれども、4月1日までは、これも国は去年のいつでしたか、それ以降が出ないということで、市独自で4月1日までというふうなことでやってこられたわけです。また再度このようにやっていただけることはいいことだと思うのですけれども、1日までの方が10万円で、2日以降に生まれた方が3万円というふうになるわけで、まだまだ4月1日までにおなかについてしていた方と、また4月2日以降にお産される方というのは、ほとんどやっぱりこのコロナの関係では同じような環境で過ごされているかと思うのです。何で3万円というふうになったのか、できたらやっぱり10万円ということでした。

だけたらよかったのではないかなと思うのですが、やらないよりももちろんいいのですが、その3万円という金額の理由はどういうことなのか教えてください。

（子育て支援課長）ご質問にお答えいたします。

令和2年度において、新生児定額給付金につきましては、国の定額給付金の対象にならない、基準日より後に誕生した新生児への給付金制度を県内でも早い時期に創設してまいりまして、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を充てて時限的に10万円を支給していましたが、委員のおっしゃるとおりに期限を令和3年4月1日までとしておりました。今回のひなちゃん応援特別給付金支給事業につきましては、同じくコロナ感染拡大長期化する中に、不安を抱えながら妊娠期間を過ごされた保護者に対して出産のお祝いの気持ちを表し、市独自の事業として期間を限定して支給するものとなっております。単価につきましては、令和2年度事業、やはり市の単独事業で行いましたひとり親家庭への緊急支援給付金、児童1人当たり3万円と同額とさせていただいた次第です。

以上でございます。

（加藤）そういうことを考えていただいたということは、すごくもちろんいいことだと思うのですが、やっぱり先ほど申し上げましたように、本当に不安を抱えながら出産されるというふうなことはやっぱり大変なことだと思うのです。前、補助事業使ってやったということですが、やはりそういうのが使えるからだけではなくて、本当に考えるのであれば、市独自のそういう予算の中からもそこへ算出するのが当然ではないかなと思うのですけれども、やっぱり最初からもう、ではお祝いなことで3万円って、その金額をどうしようかという段階では、その金額をもっと、5万円だとか、では例えば1万とかって、いろんなそういう検討があったのかどうかお聞かせください。

（子育て支援課長）やはり委員のおっしゃるとおりに、今年の4月1日までの10万、その後はというところで、やはり部の中でも、そして庁内の中でも論議をしました。お祝いという気持ちの中では1万でもいいのではないかと、3万でもいいのではないかと、ただほかの

事業を総合的に考えて、これだけの事業ではなく、ほかの事業にもコロナ対策として使いたいという考えもありましたので、今回はひとり親家庭への緊急支援給付金と同額、児童1人当たり3万ということで提案させていただきました。

以上です。

（加藤）今少子化時代の中で、やはり考えていただきたかったなというふうに、これは私の独り言です。

それで、次は、では185ページです。病児・病後児保育で、令和3年からは1園で具合の悪い方を預かってくれるというところがというふうな、ありましたよね。それどこなのかを教えてください。

（保育課長）病児を預かるというの、民間保育園等補助事業の病児保育事業のことでよろしかったでしょうか。体調不良のお子さんを預かるのが民間保育園等補助事業の病児保育補助金になってくるのですけれども、そちらのほうでよろしいでしょうか。

（加藤）そうですか。では、その答弁をお願いします。

（保育課長）こちらのほうの体調不良児の対応型の病児保育は、認定こども園エンゼル幼稚園で実施する予定となっております。

以上です。

（加藤）病児保育、保育ステーションでもやっているのでしたか。とにかく……あそこの川里の病院ですよね。あそこでやったりしているわけですけれども、実績として令和2年は何人ぐらいの方が利用されていましたか。病児保育をされた方。すぐ分からなければ後で結構ですけれども……では、後でいいです。

では、次行きます。次が203ページです。203ページのお花の関係です。幼保施設花いっぱい事業って、何か説明の中でも全保育施設とかというふうなことを言ったかなと思うのですけれども、令和3年に新しく子どもたちにもお花をとというふうなことで、というふうな予算もなっているのですけれども、これは市内にある全ての幼稚園、保育所というのが対象になるのでしょうか。

（保育課長）こちらは、市内にある全ての幼稚園、保育所、認定こども

園、地域型保育施設を対象としておりまして、全部で39施設を対象としております。

以上です。

（加藤）どんな花を子どもたちに植えさせる予定ですか。まだ分からないですか。

（保育課長）ちょっとどんな花をというのはまだ決まっておりませんが、一応保育課のほうで花を準備しまして、各施設にお配りするという形を取りたいと思っております。

以上です。

（加藤）次行きます。

223ページ、障がい者の歯科検診の委託事業ですけれども、これ2,000万というふうな予算計上されているわけですが、大体1人の方が、歯ですから、何回も行くということはあるかと思うのですけれども、何人ぐらいの子を対象に算出されているのですか。その算出方法、2,000万円というふうなのはこういった算出方法からなのか教えてください。

（障がい福祉課長）では、算出方法について回答します。

該当医療法人より歯科医師や麻酔医、歯科衛生士などの給与等の見積書の提出を受け、委託契約を行っております。見積りには施設整備、医療機器や備品の整備、歯科医院の改築費用等の事業は入ってなく、当該医療法人が負担していただいております。通常の歯科医院と違い、全身麻酔機に必要な器具や厳重な管理ができる薬品庫、また全身麻酔を覚ます場の確保など、相当な費用を費やしていると思います。

それと、先ほどの人数についてなのですが、受診者の人数は、平成30年度74人、令和元年度81人、令和2年度は令和3年1月現在で85人となっております。

以上です。

（加藤）お医者さんって年間どのぐらいの収入があるのか、ちょっと私も分かりませんが、かなり2,000万という金額が委託として、いろんなそういう特別の機械を買ったりとか何かというふうなことがあるということですが、でもそれも毎年買い換えるわけでもないですよ。1

回買えばもうどのぐらい使えるか分かりませんが、そういう、先ほど給与関係とかというふうなことがありましたけれども、幾らが妥当かというの私も分からない中に今聞いているわけなのですが、やはりそのぐらいのことが必要というふうなことになる理解でよろしいのですね、では。

（障がい福祉課長）見積書のほうを出していただきまして、専門の医師が何人も携わるということで、このぐらいの医師はこのぐらいのお金がかかるというふうにこちら側は理解しております。

以上です。

（加藤）次は、303ページです。これもいろいろ説明があって、本会議の中でも質問がある中で、どういった内容の遊具なのかというふうなことを聞くのですが、本会議で3台の滑り台というふうなこともあったと思うのです。そのほか18種類ぐらいの遊具というふうなことですけれども、そんなに広い場所ではない中に、全部ではなくてもいいのですけれども、具体的にどんなものを設置する予定になっているのか教えてください。

（こども未来部参事兼こども応援課長）それでは、ご質問にお答えします。

大型複合遊具ということで、大きく滑り台、クライム、アスレチックになるのですが、それが1つの遊具として組み合わさって、そういった複合的な遊具になります。

以上です。

（加藤）アスレチック的な、今度つながる中でのそういうので18種類ぐらいって、そういうふうな規模にというか、内容になってくるわけですね。でも、保護者同伴か小学生向けということですからけれども、やっぱり今ちょうどこのコロナ禍で公園の利用者がすごく増えているかと思えますので、大きい子たちはそんな親とかとそういうのではないのですけれども、やっぱりそういう対応できるようなことをやっていただくということはいいのかなと思うのですが、同時にあそこの水遊びとか何かも常に、やっぱりこれから暑くなってきた中でそういうものがちゃんと有効に使えるようなことにしていただけるのですよね。遊具というのではな

いのですけれども、遊び場の一つとして。

（こども未来部参事兼こども応援課長）せせらぎ公園は、今でも休日は多くのファミリーの憩いの場となっております、平日でも近くの保育施設の散歩がてらの利用もございます。新たな大型複合遊具が設置されることによって、より多くの、今まで以上に利用が見込まれるというふうに考えております。

以上です。

（加藤）次、323ページに行きます。

小・中学校適正規模及び適正配置事業についてなのですけれども、これも本会議の中でありましたけれども、いろいろな有識者とか、いろいろなことありましたけれども、私の聞いた記憶の中では公募的なもの、構成メンバーに入っていなかったのかなというふうな気がするのですけれども、どういった構成メンバーになるのか教えてください。

あと、この適正規模と配置の、またこれどういうふうな目的というか、それがなくて諮問する内容も決まっていないうふうなことが本会議の中でも答弁であったかと思うのですが、決まっていなくても、教育委員会としてはこれを設置するに当たってそういうことは考えているのではないかなと思うのですが、考えていることがありましたら教えてください。

（教育総務課長）それでは、お答えをさせていただきます。

まず、審議会の目標、目的についてでございますけれども、鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会は、平成27年4月1日に施行されました鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会条例に基づき設置をされたものです。その目的ですけれども、条例の第1条に鴻巣市立小学校及び中学校の教育環境の整備及び学校における教育の充実のためとなっております。所掌事務は、第2条におきまして鴻巣市教育委員会の諮問に依じて鴻巣市における小中学校の適正配置等に関する基本的施策及び具体的方策について審議し、答申するとされております。構成メンバーについてですけれども、委員選定の際には前回の審議会を参考に、同様の基準での選定を考えております。条例第3条第1項によりまして委員15人以内をもつ

て組織すると定められており、委員構成は同条の第2項によりまして自治会の推薦、PTA連合会推薦、小中学校校長会推薦、青少年関連団体、学識経験者、公募による市民、あと教育委員会が必要と認める者となっております。なお、こちらのほうなのですけれども、全員で15人の委員を選定しております。なお、委員15人の居住地による地域別内訳としましては、鴻巣地域が10名、吹上地域が3名、川里地域が2名ということでした。

教育委員会では、このほかにも鴻巣市立小・中学校のあり方研究懇話会というものを設置しております、こちらのほうも小中学校の適正規模及び適正配置に伴う課題解決に向けた取組に関して広く市民の意見を聴取することとともに、関係団体と連携して様々なことを検討するために設置されたものでございます。こちら、あくまでも意見を聞き、関係団体と連携して検討するということになっております。ですので、諮問や答申といった一定の結論を求めるものではございませんけれども、まずこちらのあり方研究懇話会で様々なご意見を頂戴いたしまして、その後教育委員会のほうで諮問案を策定いたしまして、今後適正配置等の取組について、いま一度市内全ての小中学校を対象といたしまして考え方をまとめたいというふうに考えております。ですので、次回の選考の際にも、審議会につきましては前回と同様に様々な方にご協力をいただければというふうに考えております。

以上です。

（加藤）全然何か時間には終わりそうもないのですけれども、今目標的なことは教育の環境充実といったことだということなのですが、これというのは国から示されています1学年は2クラスなければみたいな、そういうことを、基本の中のそういう教育環境、そして充実というふうなことをおっしゃっているのかをちょっと伺います。

それと、公募の方も入っているような答弁だったかと思うのですが、公募は何人の公募の予定なのかをお聞かせください。

（教育総務課長）まず、適正規模の考え方なのですけれども、文部科学省から示されている学校の適正規模は12から18学級と。こちら小学校、

中学校一緒でございまして、まずそちらのほうをベースに、子どもたちにとって、教育委員会では一定の児童数、生徒数がある状況が一番いいというふうに考えております。というのは、あまりにも人数が少ないと、班別に分かれての研究会ですとか、あと例えばバレーボールですとか、サッカーですとか、そういった部分におきましてもチームがつかれないと、そういったこともございますので、一定規模以上の児童生徒数を基本に適正配置を考えていきたいというのがまずあります。そちらを検討するに当たりましても、学校の主役は何よりも子どもたちということがございます。まず、子どもたちのことを第一に考えながら、保護者の意見を伺いながら検討していきたいというふうに考えております。

それとあと、公募の関係なのですけれども、前は「広報こうのす」5月号で公募いたしまして、11名の方が応募いただきました。最終的に6名の方に決定しているのですけれども、今回も前回と同じような形でおおむねそのような、6名程度お願いしたいというふうに思っております。以上です。

(加藤)では、この説明以外のところでというふうなことで、325ページ、この適正配置の関係とちょっと関係があるのかなと思いますので、そちらのほう、同じ325ページですので、ちょっとお聞かせください。といいますのは、これは通学区域の審議会運営事業なのですけれども、これは通学区域の審議会ということで、適正配置の関係とこれはどういった整合性があるのかをお聞かせください。

(教育部副部長兼学務課長) それでは、お答えいたします。小中学校の適正規模及び適正配置事業との整合性ということですが、基本的には適正配置等審議会が出されました答申に基づいて通学区域審議会を開催しております。直近では、笠原小学校の通学区域について審議会を開催しており、諮問内容につきましては本議会の行政報告で報告はさせていただいたとおりでございますが、この件につきましても平成27年から平成29年にかけて行われました鴻巣市立小・中学校適正配置等審議会の諮問及び答申に基づいたものとなっております。以上でございます。

(加藤) 時間ないので、ちょっと取りあえずもう一点、取りあえず聞いておきます。

スポーツ課のオリンピックのところ、391ページのところでのパラリンピック、オリンピックの推進事業の関係で、これ小中学校の子たちに観戦ができるということですが、どういった形でどういう子どもたち、全ての鴻巣市の児童生徒が観戦できるのかを伺います。

(スポーツ課長) まず、内容についてご説明させていただきます。

昨年度、同じように東京オリンピック・パラリンピック推進事業を予算取りさせていただきました。ご存じのとおり1年延期ということになりまして、当初と大幅に内容が変更されてきております。まず、鴻巣宿おとり公園で応援イベントを当初予定してございましたけれども、こちらにつきましては組織委員会の通達等により、より簡素化で行いなさいということになっております。その関係で、こちらにつきましてはイベント等は一切行わず、市長が聖火ランナーの送り出し等のみの出発式のみに変更になります。

続きまして、パブリックビューイング、このすシネマ多目的ホールで予定されておりましたけれども、この趣旨が皆さんで大きな声を出して応援をするというようなパブリックビューイング趣旨になっておりまして、そうなりますと、こちらにつきましてもかなり制限がされてきております関係から、組織委員会からこちらについてははっきりした詳細というのはまだ届いておりませんが、今のところ、新型コロナウイルスの感染影響を踏まえまして、中止ということになって今検討しているところでございます。

また、聖火リレー見学事業につきましては、こちらのほうも先ほど申しあげているとおり組織委員会のほうから、やはり密にならないようにということで、こちらにつきましては代替案としましてNHK動画配信サービス、これは無料になっておりますけれども、ライブストリーミングというような形で聖火リレーが全て見学、閲覧ということになりますけれども、が可能だということで話は来ておりますので、そちらを児童生徒に紹介していきたいなというふうに考えております。

内容につきましては、スポーツ課からは以上になります。

(委員長) 加藤委員、あと最後まとめていただけますか。

(加藤) 取りあえずこれで最後です。

(何事か声あり)

(学校支援課長) 学校支援課から1点お答えいたします。

学校支援課での教科外教育事業におきまして、東京オリンピックの観戦を通して一生の財産として心に残るような機会を提供するため、オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会から案内のあった学校連携観戦チケットを活用し、小学生を対象にバスケットボールの試合観戦、学校割当て分は200枚、中学生はサッカー観戦、1,611枚を予定しております。学校からの希望を取りまとめ、上限の範囲内で配付いたします。ただし、現時点では県からの事業の詳細はございません。以上です。

(加藤) では、ちょっと全然今のあれとは違う観点なのではけれども、今あちこちで聖火リレーの予定だった方の辞退がされていますよね。そういうことで、鴻巣市としてはいろいろ今縮小しながらとか、中止しながらとかということでも今説明があったかと思うのですが、これがもっといろいろなことが来た中で、鴻巣は7月ですよ、ちょうどこの聖火の。もうあと何日もなくスタートするわけではけれども、万が一のときには辞退をしなければならぬとかするとかって、そういった検討課題というか、そんなことは全然考えなかったのかをちょっと最後にお聞かせください。

(スポーツ課長) 加藤委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、今のところ県として、他の県で知事のほうで辞退するような話もありましたけれども、そのような話は組織委員会、県からも下りてきていませんし、市としてもそのような考えというのは一切今のところは持っておりません。3月の25日ですか、福島がスタートするもう予定でございますし、そのような形で本市、埼玉県におきましても7月8日。もう今のところ県と市も同じような考えを持ちまして、聖火リレーにつきましては行うということで粛々と事業計画は立ててい

る状況でございます。

以上です。

（保育課長）先ほど加藤委員のほうから質問のありました病児・病後児保育事業の利用実績についてお答えいたします。

病児保育室2つあるのですけれども、ヘリオス会病院内にあるパンジー・キッズ病児保育室は2月末までで延べ81人、それと8月にオープンしましためぐみの木病児保育室は延べ34人の方に利用いただいております。

以上です。

（金子）通告している内容の中で、加藤久子委員と重なっている部分についてはちょっと省略したいと思います。それと、初めから、1ページの113ページ、ふるさと館維持管理事業、これにつきましては委託料の関係で、ちょっと気になったのが池の清掃業務です。これ去年よりも、大したことと言っては申し訳ないのですけれども、ないのですけれども、ちょっとアップしているということで、これについては例えば清掃ということで、何かこの夏の間とか暑かった関係もあって藻が発生したとか、そういうふうな理由があったのか。それと、これに関しては水道料金とか結構かかるかなと思うのですけれども、これについても何か循環とかさせているような感じなのでしょうか。ちょっと詳しくお聞きいたします。

（学校支援課長）池の清掃につきましてお答えいたします。

池の清掃業務は、関係業者のほうに年5回の内容で委託しております。増額につきましては、業者の金額のほうが増加したということでございます。水の循環につきましては、定期的に循環をさせております。

以上です。

（金子）定期的に行われているということで、分かりました。

次に、151ページ、生活困窮者自立支援事業の中で、この件数等ということで、あと対象者の状況ですけれども、これは期間的には1年、1年と更新で、引き続きかかると言ったら変ですけれども、こういうふうな支援事業にされている方がどのくらいいるのか、またそれがどのような方

向で、解決策と言うとなんですけれども、そういうので自立支援するために自立されているのかどうか、ちょっと詳しくお聞きします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）それでは、自立相談支援事業、令和2年度の件数と対象者数についてお答えさせていただきます。

自立相談支援事業ですが、令和3年1月末現在、問合せが931件、新規相談が302件、継続相談等が629件、それから自立支援プランの策定が13件となっております。新規相談の昨年度の実績が154件でございますので、現時点で倍増している状況でございます。そうしたことから、コロナ禍による影響で相談が増えているものと認識しているところでございます。

以上です。

（金子）それと、この事業の対象者というか、これはもう例えはずっとされている方とか、単年度ということで何とか解決された方とか、そういう状況はどうでしょうか、お伺いします。

（健康福祉部参事兼福祉課長）あくまで新規相談が302件ということで、それ以外につきましては基本的には継続なのですけれども、新規相談者の中には、従前と変わって、今までは40代から60代の対象者が非常に多かったのですけれども、現状では逆に40代から20代等、かなり若い方が増えてきているというところでございます。

（金子）分かりました。

次ですが、161ページ、コロナの関係でいろいろこれからの事業が、ちょっとほかのページにもあるのですけれども、非常に影響が出ているかなと思うのですけれども、手話活動、これ条例も制定して非常に活発になるかなと思ったのですけれども、イベント等少ない状況だと思うのですけれども、去年はどうだったのでしょうか、お聞きします。

（障がい福祉課長）お答えします。

コロナ禍での手話活動支援事業の状況です。手話活動支援事業の主な内容としましては、手話講習会事業と手話通訳者派遣事業があります。手話通訳者養成講習会は3年間で講習会が修了するようになっておりますが、コロナ禍とあっても安易に講習会を中止することは手話通訳者の養

成が止まってしまい、聴覚障がい者の支援に支障を来さないとも限りません。そこで、手指消毒や換気はもとより、手話では口元が見えないと表現が伝えづらいということから、フェースシールドを活用し、コロナ感染症対策をしっかりとった上で、さらに時間も縮小した上で講習会を継続しております。また、手話通訳者派遣事業は、聴覚障がいの方に手話通訳者を派遣することによりコミュニケーションを円滑に行い、手話の増進を目的として実施しております。利用状況といたしましては、コロナ禍の影響が強く出ており、令和2年1月が722件でしたが、今年度の令和3年1月現在で467件となっており、昨年の6割程度となっております。

以上です。

（金子）承知しました。

次に、165ページのシルバー人材センター助成事業でございますけれども、やはりこれコロナということで大幅に縮小されていると思うのですが、やはりこれコロナということで大幅に縮小されていると思うのですが、それに対していろいろ行政としての対応策とかございましたらば、何かバックアップ体制とかありましたらばお聞かせください。

（福祉課副参事）お答えいたします。

シルバー人材センターの助成事業についてでございますが、令和3年3月1日現在でシルバーに登録をいただいている方が男性515名、女性213名となっております。合計で728名となっております。コロナ禍においての実績ということなのですけれども、令和2年度について、令和3年1月末時点において総受託件数が2,158件、受託金額においては2億5,665万6,476円となっております。コロナ禍での受託の影響ということでしたけれども、伺いましたら、公共施設の貸し館業務が閉館になったことにより、公共施設の受託件数は減少したと聞いておりますが、民間ですとか個人からの受託はそれほど影響がなかったと聞いております。コロナ対策としましては、会員の健康状態の確認をするということで、出勤前の検温をしましたり、作業中のマスクの着用、可能な限り作業中はソーシャルディスタンスを保つこと、手指消毒などを行ったとのことでした。受託の減らないように市のバックアップということでしたけれ

ども、市としましては、鴻巣市の老人クラブ連合会のほうにチラシを配布をしまして、広報活動を新規に行いました。それと、シルバー人材センターとしては、令和3年の1月の広報から会員募集の広告を広報に掲載をしました。それによって大きな反響があって、2月中の登録者が11名増えたと聞いております。

以上です。

（金子）次に行きます。

敬老の関係は加藤委員からお話ありましたから、省略します。

次ですけれども、185ページ行ってしまいます。保育ステーション事業について。これ見ますと昨年と同額計上の状況でございますけれども、その同額ということによろしいのかどうか。変動をする必要がなかったのかどうか、内容的なものをちょっと教えていただければと思います。

（保育課長）委託費につきましては、運転手や保育士の人件費、それから燃料費等を積み上げまして、昨年と同様に計上させていただいております。こちらにつきましては実績に応じて精算を行っております、金額は毎年変わってくる形になるかと思えます。

以上です。

（金子）次行きます。

次の203ページ、これも幼保施設花いっぱい事業ということで、前の委員からもお話ありましたけれども、これについては何回、例えば植付けとか、春、夏、秋、冬とかでされるのか。それと、ちょっと私の余談になりますけれども、花だけでなく、野菜いっぱいでもいいかなと思うのです。そういうものも、鴻巣の農政促進ではないですけれども、やはりこういうふうには花と一緒に野菜も育つのだよということで、そういうのも教育の一環としてもいいかなと思うのですけれども、野菜とかというのはそういうふうな視点というか考えはなされなかったのか、ちょっとお聞きいたします。

（保育課長）花については、先ほども申し上げたとおり、何を植えるかというのはまだ決めてはいないのです。これから花組合さんとか、そういったところとも相談しながら決めていくことになるかと思えます。野

菜につきましても、検討の中にはあるのかと思うのですけれども、各保育施設等では既に野菜作りだとかというのはやっておられるのです。なので、そういったことも含めまして、今回については花を植えていただけたらなというふうに思っております。

以上です。

（金子）今のお話の中で、野菜を作っているところもあるということですのでございますけれども、これ全部というわけではないわけですよ。

（保育課長）公立保育所については全て野菜作りはやっておりまして、民間さんについても大分やっています。小規模の保育事業所なんかも子どもと一緒に野菜を作りましたという話を聞いておりますので、ほとんどの事業所さんがやっているのではないのかと思っております。

（金子）207ページですけれども、児童センター管理運営事業の中の、これは鴻巣のほうの事業ですね。プラネタリウムの関係は鴻巣でしたよね。鴻巣児童センターの管理運営事業ですよ。中だと思っておりますけれども、昨年度導入されたかと思うのですけれども、こういう状況でございますので、そのプラネタリウムの事業状況と、こういう状況ということなので、コロナの関係ですけれども、維持管理とかそういうのをちゃんとされているかどうか。今後としてもやはりこれ大事な備品でございますので、利用方法ということで、どういうふうな形でこれからも周知されるのかお聞きいたします。

（こども未来部参事兼こども応援課長）昨年購入しましたモバイルプラネタリウムなのですが、こちら新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって、まだ公開はしておりません。今職員向けにその操作研修を6回行ってございまして、一応また緊急事態宣言が発出されて、それが延長になっておりますので、今年度は中止ということで考えております。ただ、今保育所の卒園児のプレゼントとして、保育所においてそれを投映して子どもたちにプレゼントできればなというふうには考えております。また、維持管理については、各児童センターの持ち回りで管理をしておりますので、職員のほうで適正に管理をしているところですよ。

以上です。

(金子)次でございます。227ページ、がん検診事業でございますけれども、いろいろコロナの関係で減っているかとは思っておりますけれども、これ受診率を上げるような形で皆さん努力されていると思うのですけれども、今の状況ということでお聞きいたします。受診状況ですね。

(健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 答えいたします。

令和2年度は、春の緊急事態宣言の影響で不要不急の外出自粛となったことを受けまして、当初の検診事業の見直しを行いまして、がん検診の開始時期を6月から8月に変更して、現在も実施中でございます。1月末時点での実績となりますが、がん検診全体で2万1,736人の受診者数となっておりますが、昨年度のちょっと末の、令和元年度の実績と比べますと、ちょっとまだ途中なのですけれども、今現在約5,000人くらいの減となっております。やはり受診者が減るということにつきましては想定はしていたのですが、できるだけコロナ禍で受診しやすい体制として工夫したところといたしましては、先ほど申し上げました検診の開始時期をまですらしたことで、それから検診期間を延ばしまして、通常ですとほとんどのがん検診が11月で個別検診は終わるのですが、それを2月まで延ばしまして、密を避けて先生方の受診との両立を、ふだんの診療との両立を図りつつ、密を避けながら受診もしていただけるようにというふうな工夫も行っております。

それから、集団検診につきまして、やはり特に密になりやすい、一度にたくさんの方がいらっしゃるといところで、がん検診につきましては個別よりもやっぱり集団のほうを少し時期を遅らせてくれというふうな国や県の通知もございましたので、一旦様子を見まして、春に行っていた乳がん検診を一回中止しまして、2月に延期して、現在もほかの胃がん、肺がん検診とともに、今もうすぐ終わるところなのですが、実施しております。検診1回当たりの定員を半分から7割程度に今減らしまして、その分を割増しといいますか、検診回数を増やすような形で、できるだけ受けやすくしていただけるように、それから換気やアルコール消毒、フェースシールド等の感染症対策を実施しながら現在も実施をし

ている状況でございます。

以上です。

(金子) 次ですけれども、231ページの健康運動器具地域促進事業の中の報償費、これは何かちょっと昨年よりも減っている状況ですけれども、これは何か理由がございますか。

(スポーツ課長) お答えいたします。

健康運動器具地域促進事業につきましては、各公園の健康運動器具を使って運動を行っているという教室になります。委員のご質問の昨年度より報償費が減った理由につきましては、運動教室1回当たりの地域運動支援員の変更、また教室の減による減額ということになります。運動支援員につきましては、経験も重ねてきており、十分に対応ができる、また公園によっては天候の影響、時期によっては参加者より運動支援員のほうが多い時期があるということも踏まえまして、運動支援員も経験を重ねてきてという説明をさせていただきましたけれども、全ての運動支援員さんがスキルアップ教室という教室でAEDの使用法、救急救命の受講、また各公園の一番近いところにあるAEDの設置場所の地図、救急セットを常に常備して教室を行っている関係で、今までは10人で行っていましたがところを6人に今回減らしました。また、教室の減につきましては72回から68回、1つの公園について減らしましたけれども、こちらにつきましては、3月に行う教室につきましては、通常ですと月2回なのですが、この3月だけは3回開催しておりました。しかしながら、月3回ですと指導員、参加者ともに他の課が行っている教室等、または地域運動支援員さん等が自主的に行っている教室等が重なりまして、どうしても3回ですと参加者が少なくなってしまうということで、先ほど申し上げたとおり通常月2回行っているのを、この3月だけ3回行ったのを減らしたということで、回数または支援員さんの人数の減により報償費のほうが減額となっております。

以上です。

(金子) 指導員の減ということで、分かりました。今ちょっと参考というか、説明の中に出ましたけれども、AEDのほうの利用状況と言った

らあれなのですけれども、使用されたような状況というのはどうでしょうか、ありましたでしょうか。

(スポーツ課長) 今までにAEDを使ったという報告は、一件も報告はされておられません。

以上です。

(金子) 分かりました。よかったですね。でも、備えあれば憂いなしではないのですけれども、やはりそういうことをなされるということは非常によろしいことだと思いますので、今後ともお願いします。

それと、次、303ページ、これも先ほどありましたけれども、この中の遊具設置ということでございますけれども、その後の、これを例えば保険とか、メンテナンスとか、そういうものも当然準備というか、体制としてされていると思うのですけれども、これについてはどのような管理をされるのか、ちょっとそこを詳しくお聞きします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) ひなちゃん子育て応援基金公園遊具で整備された遊具でございますが、メンテナンスにつきましては、遊具の検査が終了し、遊具を引渡し後、公園の管轄である都市計画課へ移管しますので、都市計画課でメンテナンスのほうは行うこととなります。

以上です。

(金子) これに対する事故に対する、例えば保険とか、そういうふうな体制とかでも、それも都市計画課のほうでこれからということによろしいのでしょうか。

(こども未来部参事兼こども応援課長) そうです。公園の遊具点検だったりとか保険については、都市計画課のほうにお願いしてあります。

以上です。

(金子) もう時間もありませんので、次行ってまいります。

351ページ、中学校の施設改修事業の中で、大きいのが、これ西中施設の改修ということで予定されておりますけれども、こういうふうな大きなものが結構、こういうふうな似通った改修工事がほかの中学校やところでも、学校とかでもあるのかどうか、今後についての動き等につきまし

て、内容等についてお聞きいたします。

（教育総務課長）まず、鴻巣西中学校なのですけれども、こちら貯水槽の法定点検、年1回行っているのですが、その中で経年劣化ということで交換を勧められていたということがございます。そういったことから今回貯水槽のほうの交換ということでさせていただきます。

今後の動きとしましては、鴻巣中学校のほうが令和3年度、屋上防水等改修工事の業務委託、それとこちら令和3年度設計しますので、令和4年度に工事のほうを予定させていただきたいと思っています。鴻巣北中学校のほうも令和3年度に屋上防水等の改修工事の設計のほうを予定しております。そのほかには、吹上北中学校のほうなのですけれども、トイレの洋式化ということで、洋式化率が低いということもございまして、令和3年度に設計させていただきまして、4年度に工事のほうをさせていただきたいと、このように考えております。市内の小中学校につきましても、まずは老朽化のほうを考えながら、計画的に改修のほうを実施していきたいと、このように考えております。

以上です。

（金子）最後にします。355ページの中学校給食センター整備事業ですけれども、今回2月の22日ですか、落成式ということでオープニングセレモニーが行われました。テープカットしたわけでございますけれども、4月1日から本格的に新給食センターが稼働されるということで、非常に素晴らしい施設ということで、驚きました。中も衛生的で、あと周りも、ちょっと寂しいのですけれども、樹木も必要最小限ということで、やはり葉っぱとか入ったり、いろいろ環境的なものも考えて、必要最小限にされたと思いますけれども、今後につきまして、私も地元ということでございますので、地元の住民の方にも周知することが必要なと。今後大きな音を立てて今の現給食センターの解体とか、いろいろ整備とか、あと周辺の方の擁壁とかの工事とかあるわけでございますけれども、これにつきまして、スケジュール等、また周知活動についてどのような形で行われるのか、最後にお聞きいたします。

(中学校給食センター所長) お答えいたします。

新中学校給食センターは令和3年1月20日に竣工し、完成記念式典を2月22日に執り行いました。令和3年度は、旧給食センターの解体工事を令和3年7月から10月まで行います。その後、令和3年11月から令和4年3月まで駐車場及び植樹など外構工事を行い、中学校給食センター整備事業が完了となります。なお、広報につきましては、3月号で給食センターの紹介を載せさせていただきました。

以上でございます。

(金子) 今の説明の中で、では地元の方に対しては特にそれ以上の戸別訪問や地域で説明会をするとか、そういうことは考えてられないのかどうか、最後にお聞きします。

(中学校給食センター所長) 現在のところは考えておりません。

以上です。

(健康福祉部参事兼福祉課長) すみません。先ほどの生活困窮者自立支援事業におきまして、継続の件数のほう、ちょっと答弁漏れておりましたので、報告させていただきます。

初回相談が302件中、その後の相談に至ったケースが227件、継続件数ですけれども、77件となります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩をいたします。

(休憩 午前10時09分)



(開議 午前10時30分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) それでは、通告しましたので、ちょっと多過ぎてしまったので、早口でやります。すみません、聞きづらいかもしれません。よろしくお願いたします。

まず、45ページ、歳入のほうなのですけれども、生活保護の負担金、福祉課のほうで、行旅死亡人繰替支弁金とか、これちょっと意味分からなかったもので、それだけの内容、この文言の内容を教えてくださいたいと

思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）こちらは、行旅死亡人が発生した場合に、県に繰替支弁金の請求を行うことで行旅人取扱費として歳入となります。こちらは、県の10分の10になります。内容ですけれども、死体検案書、官報掲載料で5万円、葬儀一式、火葬、搬送、遺体処理、諸雑費で12万5,000円を予定しております。

以上です。

（橋本）今年度実績はあったのでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）現在のところゼロ件でございます。

（橋本）次、149ページ、ひとり親家庭等医療費支給事業、まずこの給付費の内容についてと、あと今コロナの状況なので、これはまず増えているのではないかと思います、その辺の状況を教えていただきたいと思えます。

（子育て支援課長）この事業につきましては、ひとり親家庭に対する医療費の一部を支給することによりましてひとり親家庭等の生活安定と自立を支援し、もってひとり親家庭の福祉増進を図るために行われている事業でございます。令和3年度につきましては、制度改正がなかったため、給付費の予算は前年度予算と同様な考え方で積算いたしました。令和2年度は4,000万円、令和3年度は3,900万円で、100万円の減となりました。この理由としましては、2年度当初予算の積算では元年度の4月から9月までの上期の実績を2倍し、元年度の決算見込額として算定したためであり、3年度の給付費は元年度の見込額ではなく元年度の決算額から積算し、かつ端数を切り捨てたため、100万円の差異が生じたものでございます。

以上です。

（橋本）では、その下、同じページの民生児童委員活動支援事業、これやっぱりコロナ禍で大変活動も難しいかと思うのですけれども、その活動状況と、うちのほうの民生委員さん、サロンができないということで、場所がないというふうにいる言われたのですけれども、サロンの開催とかその辺の状況を伺いたいと思えます。

(健康福祉部参事兼福祉課長) それでは、順次お答えさせていただきます。

民生委員ですけれども、地域住民の一員としまして、担当区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や見守り、子どもたちへの声かけなどを行っているほか、医療や介護、妊娠、子育ての不安、失業、経済困窮による生活上の心配事などの相談に応じ、必要な支援が受けられるよう、地域のつなぎ役となっているのが主な業務でございます。

コロナ禍での活動状況はどうかということでございますけれども、各地区の地区会長さんのほうで集まっているお話を伺う中では、特に高齢者の中ではサロンのほうに参加することはほとんどなかったということで伺っておりまして、また主任児童委員につきましては、子育てサロンでの相談、子育てイベントのお手伝いなどを行っているということで伺っているところでございます。

以上です。

(橋本) では次、151ページの生活困窮者自立支援事業、前任者も質問されておりましたけれども、この自立相談支援事業、子どもの学習・生活支援事業、家計改善支援事業、こういったことの相談をして、効果はどのくらいあったのかを伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) まず、自立相談支援事業でございますが、生活福祉資金等貸付けに結びついた件数が263件、フードバンク等を利用されたケースが21件でございます。また、子どもの学習・生活支援事業でございますが、こちらにつきましては、支給対象者107名のうち教室参加実人数が62人、生活保護家庭で子ども学習生活支援事業を利用している中学生が12名、高校生1名のうち中学3年生が4人、いずれも進学予定でございます。次に、家計改善支援事業ですが、令和3年1月末現在、相談件数は33件、プラン策定が3件でございます。

以上です。

(橋本) 155ページの重度心身障害者医療費助成事業、これの人数等の内容と、これも増加を見込んでいるのか伺いたいと思います。

(障がい福祉課長) 重度心身障害者医療費給付の人数等の内容、増加を

見込んでいるかについてお答えしたいと思います。

直近の令和3年1月末の集計によりますと、重度心身障がい者の受給者数は2,261人となっており、内訳として身体障がい者1,642人、知的障がい者523人、精神障がい者96人となっております。同じく令和元年度末の受給者総数は2,296人となっており、身体障がい者は1,714名、知的障がい者は506名、精神障がい者は76名となっております。比較しますと、受給者総数では35人減少しており、内訳では身体障がい者72名の減少ですが、反対に知的障がい者は17名増加、精神障がい者は20名の増加となっております。ここ近年では、受給者の死亡等が原因で身体障がい者の人数は減少するが、知的障がい者及び精神障がい者は増加するという状態が続き、総数では微減するという状況が続いております。そうなりますと、予算の上でも微減という金額の計上となっております。

以上です。

（橋本）精神障がいの方が増えているその要因とか、そういうのは調べているのでしょうか。

（障がい福祉課長）精神障がい者の方、確かに増えておりまして、今年度はもしかしたらコロナの影響もあるかと思いますが、その内容は確実にこれですというのは上がってきていません。今年度は恐らくコロナの影響は多いかと思われます。

以上です。

（橋本）次、157ページの地域活動支援センター補助事業、これ私の地元にもあるのですけれども、コスモス工房とか夢の実、こういった具体的な活動内容と補助金の状況をお伺いしたいと思います。

（障がい福祉課長）地域活動支援センターの補助事業は、障害者総合支援法の地域生活支援事業の一つであり、市内にはコスモス工房、夢の実の2事業所がございます。コスモス工房については、鴻巣市単独設置であり、具体的な活動としてはバリ取り、段ボールの箱詰め、袋詰め、製品の計量など等を行っております。当市では980万円の補助金を支出する予定となっております。夢の実については北本市と共同で事業委託を行っており、具体的な活動内容としては、サロンの憩いの場として、支

援員の指導の下、料理や小物作り、計算ドリルや掃除などの作業を行っております。補助金については、北本市と共同設置であることから、総額1,594万5,000円の総額のうち、各市の人口案分比の64%分、1,020万5,000円を支出する予定となっております。

以上です。

(橋本)次、159ページの障害者自立支援給付事業です。これ予算説明書にも書いてありましたが、就労支援、就労継続支援、就労定着支援等の訓練でどのくらいの就労実績があったのか伺います。

(障がい福祉課長) 就労移行支援、就労継続支援の支給決定者は、今年度実績でそれぞれ76名、168名で、就労実績についてはそれぞれ10名、2名となっております。なお、就労定着支援は平成30年4月から開始されたサービスで、一般就労している障がい者に企業などを訪問し必要な支援を行うもので、現在23名が利用しております。

以上です。

(橋本)次、161ページ、自立支援医療給付事業です。これ補正でも増加をしていたと思いますけれども、令和3年度、生活保護世帯が7割以上というふうに聞いていたのですけれども、それがまた今回も同じなのか、また増加しているのか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

(障がい福祉課長) 自立支援医療については、更生医療と育成医療と精神通院医療の3種類がありますが、人工透析等の治療を行う更生医療費が予算額の大部分を占めることとなります。現在、この更生医療の支給実人数は106名で、そのうち生活保護対象者は11名となります。同じく令和元年度末は、支給実績は89名で、そのうち生活保護対象者は8名でございました。生活保護対象者は更生医療費の支給人数の1割程度で推移しておりますが、その医療費の全額を更生医療により支給されているため、生活保護対象者が1名増加すると人工透析治療等の年間として400万円から500万円程度の支給が見込まれることとなります。そういったことで金額のほうが上がっております。

以上です。

(橋本) 同じページの障がい者基幹相談支援センター運営事業、この状

況と支援の実績についてお伺いしたいと思います。

（障がい福祉課長） 昨年設置した障がい者基幹相談支援センターの状況と支援の実績について、令和2年4月1日に開設した基幹相談支援センターは、身体、知的、精神の3障がいの対応をするため、障がい者総合相談支援業務を委託している夢の実としゃろーむからそれぞれ専門員1名と、常勤換算の事務職員1名の3名体制で事業を実施しております。支援の実施につきましては、開設の4月から12月の間に総合的な専門的な相談支援の実施189件、地域の相談支援体制の強化の取組68件、地域移行、地域定着の促進の取組3件、権利擁護、虐待の防止20件との報告を受けております。

以上です。

（橋本）次に、163ページ、ちょっと1個飛ばして要援護高齢者等支援事業、これの外出支援サービス事業費の詳細を教えてくださいと思います。

（福祉課副参事）お答えいたします。

外出支援サービス事業費の詳細はということですが、常時寝たきりの状態にある高齢者または常時車椅子を利用している高齢者の方で、一般の交通機関による外出が困難な方に対して車椅子または寝台に乗りながら乗降できる移送用車両による外出支援サービスとなっております。

以上です。

（橋本）次、165ページ、シルバー人材センターは前任者が話しましたので、敬老祝金支給事業ということで、敬老会の2,000円というのをやってしまったのですけれども、この会を開催したときに商品券を配ること、近隣市ではどのようなことをやっているのか、ちょっとそれだけお伺いしたいと思います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）近隣市、上尾市、熊谷市、行田市、桶川市、伺いましたところ、今年度につきましては当初まだ敬老会の予算を計上していくということで、今後新型コロナの状況を見ながら検討していきたいというお話でした。

以上です。

(橋本) 169ページの高齢者福祉センター管理運営事業、今の白雲荘等、7日まで自粛で休んでいたということですからけれども、これ自粛延長になった場合どうなるのか、それだけお伺いしたいと思います。

(福祉課副参事) お答えいたします。

国の緊急事態宣言を受けまして、令和2年1月8日から再度臨時休館としておりましたが、自粛延長になった場合においては、自粛解除まで休館を延長と考えております。高齢者福祉センターにおきましては、北本市、桶川市等の施設も相互に利用可能となっておりますので、そちらの3市と一緒に休館についても調整してまいりました。利用開始についても同様に3市で検討してまいります。

以上です。

(橋本) これ北本市は何かやっていたというふうに聞いたのですけれども、これはどうでしょうか。

(すみません、もう一度お願いできますかの声あり)

(橋本) 北本市のこの施設を何かオープンしていたということを知ったのですけれども、これやっぱり3市で皆さん同じように休日を決めていたのでしょうか。

(福祉課副参事) はい。3市で調整をしておりまして、同様の扱いになっております。

以上です。

(橋本) それでは、155ページの難病患者手当支給事業、これ本会議でも質疑がございましたけれども、これ5,000円から1,000円に下げて、かなり時間があるのですけれども、これ市民から戻すようなという、そういうような要望とかそういうのは受けているのでしょうか。

(障がい福祉課長) 当時障がい福祉担当だった職員は今いないのですけれども、今の職員に聞いたところ、5,000円に戻してほしいという要望は聞いてはいないということです。ただ、継続の手続のときに、以前は5,000円だったのですよねとかという、そういう話題としてはあるそうで

すけれども、戻してほしいという話は聞いていないということでした。
以上です。

（橋本）戻ってしまって、すみませんでした。

続きまして、173ページ、子育てフェスティバル開催事業、これ説明には子ども3大フェスティバルとして実施しているということですが、何か予算が少ない感じがしますが、これはどのようなイベントを行うのか伺いたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長）お答えします。

子育てフェスティバル開催事業ですが、例年ですと市民活動センターのほうで10月下旬から11月上旬に盛大に行うのですが、新型コロナウイルス感染症予防の観点から、令和3年度につきましては児童センター全9館においてフェスティバルを予定しております。既存の児童センターの子どもの日祭りから名称、内容を一新して、ゴーゴー子どもフェスティバル、それに加えてサマーフェスティバル、それとあと子ども映画フェスティバルの3つを子ども3大フェスティバルとして開催していきます。

以上です。

（橋本）では次、175ページの子どもの居場所支援事業、これコーディネーターですか、何かマッチングするとか言っていましたけれども、それはどのような企業や支援団体なのか、また支援方法についてお伺いしたいと思います。

（こども応援課副参事）子どもの居場所支援事業についてお答えいたします。

子ども食堂や学習支援等の支援団体が子どもに届けたい支援と、子どもの貧困対策に理解がある企業、団体、個人が提供したい食材寄附、ボランティア等の支援の申出のそれぞれのニーズの調整を図る取組を進めます。既に趣旨に賛同いただいた個人病院から学習支援用の食事代として現金で寄附いただいている事例や、この4月から子ども食堂へ食品を提供いただけることになっているスーパーマーケットなどがあります。

以上です。

(橋本) 次、177ページ、要保護児童対策事業、これの会計年度職員の仕事の内容と、システム改修の理由をお伺いしたいと思います。

(子育て支援課長) ご質問の会計年度任用職員は、令和3年度から開設する子ども家庭総合支援拠点「ここの巣」に配置される職員であり、簡単に「ここの巣」のご説明をさせていただきたいと思います。

平成28年度の児童福祉法改正によりまして、子ども家庭総合支援拠点の設置が市町村に努力義務化されたことを受け、本市では人員体制を強化し、令和3年4月に子ども家庭総合支援拠点「ここの巣」を開設いたします。子どもとその家庭、そして妊産婦などを対象とし、子どもに関する相談全般から児童虐待の対応など、関係機関との調整機能を持つ拠点でありまして、鴻巣市で子どもと家庭を守り育む温かい巣をイメージして鴻巣市の「こ」、子どもと家庭の「こ」を取って、愛称を「ここの巣」といたしました。国の定めた拠点の設置運用要綱において、配置する職員数や役割を示しておりまして、本市は小規模B型に当たりまして、同規模の最低配置人員として子ども家庭支援員を常時2名、虐待対応専門員を常時1名とされています。

ご質問の仕事内容ですが、子ども家庭支援員は一般的な家庭の相談対応や調整、調査、支援及び指導等になっております。虐待対応専門員は、虐待相談、虐待が認められる家庭への支援、児童相談所、保健所、保健センターなど関係機関との連携及び調整等が仕事内容となります。

続きまして、児童相談システムの改修理由につきましては、虐待が心配される家庭などが市外転出した際の自治体間の引継ぎや児童相談所と市町村の情報共有が不十分で命に関わる重篤な児童虐待に陥ったケースが複数発生し、社会的な問題となっている中にありまして、全国統一の情報共有システムを国が開発しまして、そのシステムに市町村の児童データを登録できるよう、システム改修に必要な費用を国が2分の1の補助を行うことが示されたため、本市では歳出としましてシステム改修委託料、歳入としまして国庫補助金を当初予算に計上させていただいた次第です。

以上です。

(橋本) ちょっと飛ばしまして、181ページの障害者通所給付事業、これ放課後等デイサービスですけれども、私は1か所かと思ったのですけれども、これ今市内に何か所かあるのか、また利用している児童数は何人いるのかお伺いしたいと思います。

(障がい福祉課長) 令和3年2月に児童発達支援、放課後等デイサービスを行う事業所が1か所開設されましたので、よって3月5日現在、市内には8か所の事業所があります。実は私最近まで、7か所ということで令和3年1月現在のことを皆さんに言ってしまう機会もあったのですけれども、令和3年3月5日、今日現在も8か所ということでお願いします。

それと、放課後等デイサービスを利用している利用者は11月末実績で164名おり、市内の事業所以外にも近隣の放課後等デイサービスを利用している児童もおります。

以上です。

(橋本) ちょっと飛ばしまして、203ページの幼保施設花いっぱい事業、これ前任者も質問していましたけれども、1つだけ。これ花を植えるのは保育士さんということで、保育士さんに負担がかからないのかどうか、それだけお伺いしたいと思います。

(保育課長) 今回この事業をやるに当たりまして、幼稚園、保育施設に意向調査を行っております。その中で、実施したいという回答をいただいております。先ほども申し上げたように、既に通常の保育の中で野菜作りや花作りを取り入れている施設が多いことから、負担にはならないかと思っております。子どもと一緒に保育の中で保育士さんが一緒にやっていただくということになっておりますので、それほどの負担にはならないかと思っております。

以上です。

(橋本) それでは、219ページの生活保護総務費庶務事業、これ台帳をデータ化するということが事務の効率化されるということなのですが、そうすると効率化によって1人当たりの担当が増えるのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼福祉課長) それでは、システム改修につきましては、一応補正ということに……当初で人数が増えるかということによろしいですか。

(橋本) では、いいです。やめます。申し訳ございませんでした。それでは、227ページ、予防接種事業、これ6歳までの子どもに助成するということですが、ほかの3年度の補助の状況についてお伺いしたいと思います。

(健康福祉部参事兼健康づくり課長) お答えいたします。予防接種には、予防接種法で定めました定期予防接種と任意で接種した予防接種に補助を行う行政措置の予防接種がございます。その中で、乳幼児や学童などを対象とした定期予防接種で、例えばヒブ、小児用肺炎球菌、B型肝炎などがございますが、11種類全てを市が全額負担してございます。また、大人の定期予防接種につきましては、高齢者肺炎球菌では65歳から5歳刻みで100歳まで自己負担2,500円で接種していただいております。その差額約7割を市が負担しております。また、高齢者インフルエンザにおきましては、今年度は全額市と県で負担しておりますが、例年ですと自己負担1,500円で接種していただいております、差額約7割を市で負担しているような状況でございます。

また、行政措置予防接種につきましては、乳幼児ではおたふく、不活化ポリオ5回目がありますが、こちらにつきましては約6割を市が負担している状況でございます。

以上です。

(橋本) 時間がどんどんなくなってしまったので、303ページのひなちゃん子育て応援基金公園遊具整備事業、これとても期待をしているのですが、現に設置されている遊具はそのままやっているのか、またイメージとして北本の、今あるのか、昔よく行ったのですけれども、北本子供公園みたいにすごく高い塔があって、そこから滑るという、何かそういう感じの遊具なのか、それだけちょっと確認したいと思います。

(こども未来部参事兼こども応援課長) 公園内の既存の遊具は撤去せず、そのまま設置しております。設置予定のせせらぎ公園は、北本子供公園

のような大きな規模の公園ではありませんので、限られたスペースの中でできる限り子どもたちが様々な遊びを体験でき、運動の能力の増進のために役立つ18種類の遊具が一体となった大型複合遊具を設置します。以上でございます。

（橋本）それでは、309ページの上谷総合公園内スポーツ施設管理運営事業、これ野球場を行田にあるテイ・エステックに貸すというふうに聞いているのですけれども、この場合でも委託料とかそういうのには変更はないのか、それだけちょっとお伺いしたいと思います。

（スポーツ課長）委員のご質問にお答えいたします。

こちらにつきましては、テイ・エステックと上谷総合運動公園野球場改修利活用事業ということで実施協定書を結んでおります。この中で、今回整備につきましてはスコアボードの一部と内外野の防球フェンスの改修ということで、これはテイ・エステックのほうの負担でその後帰属していただくということになっておりまして、また利活用につきましては原則週3日、半日程度優先利用を許可ということで、また利用料につきましては市の条例等、行田市ではありますけれども、市内在住者料金ということで徴収するということが協定書でうたっております。この関係で、利用料につきましては通常どおりお支払いいただくということでございますので、一般の貸出しと同じような形ということですので、委託料に特に変更はございません。

以上です。

（橋本）それでは、ちょっとどんどんと申し上げ、時間がなくなってしまったので。333ページの中学生海外派遣事業、これはまだやるという方向だと思うのですけれども、コロナのこの状況で中止の判断をもしするのであればいつするのか、また去年もオンラインできないかという要望を市長宛てにもやったのですけれども、今はJTBとかいろんな旅行会社もそうやってオンラインの何か事業をやっているようなのですけれども、こういったものでこういった事業を代替にできないか、それだけお伺いしたいと思います。

（学校支援課長）これまで令和3年度の実施に向けまして、債務負担行

為により今年度中の業務委託業者との契約の計画を進めてまいりました。予算につきましてご審議いただいたところでございますが、現地での受入れは現状では厳しいものと認識しております。現地教育省及び受入れ校と最終確認後、3月末を目途に実施の可否について決定したいと考えております。また、併せてオンラインでの交流や国内での英語合宿を含めた代替案について検討してまいります。

以上です。

（橋本）それでは、343ページ、小学校教育用パソコン設置事業、これ中学校も同じですけれども、いろいろちょっと問題になったと思うのですけれども、家庭にWi-Fi等通信環境のない家庭の対応はどのようにしていくのか、ちょっとそれだけお伺いしたいと思います。

（教育総務課長）それでは、お答えをさせていただきます。

現時点では想定をしておりません。家庭での活用を想定していないわけではないのですけれども、本市ではウィンドウズOSとオフラインでも使用できるドリル教材を導入しております。そのため、家庭にWi-Fi環境がない場合におきましても、学校にいるときに家庭学習用のデータをもらうことやオフラインドリルを使用することで学校の実情に応じて柔軟に対応できるものと考えております。

なお、整備を予定しない理由といたしましては、通常時では家庭における利用時間が少ないことが想定されること、さらに通信費についての補助制度がないため、経常的に発生する通信費は自治体もしくはご家庭の負担となることが挙げられます。しかしながら、今後休校が発生した際に何も対応しないということではなく、本市では現在もICTを活用した家庭学習支援の取組は実施していることから、そのような取組をより一層推進し、デジタルとアナログをうまく使い分けまして、どのような事態にも対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

（橋本）では最後に、343ページの同じみどりの校庭推進事業、これ4年度で笠原小学校も廃校になるという予定でございましてけれども、こういったときの芝生の管理の継続は可能なのか、また今うちのほうでも管理

しているのは結構自治会の人で、かなり高齢化していると思うのですが、そういったときの対応はどのようにするのかお伺いしたいと思います。

（教育総務課長）笠原小学校の廃校後の活用につきましては、現在総合政策課のほうで検討を進めております。芝生の管理につきましても、今後の活用を検討する中で適切な対応をしていくものと考えております。また、管理している方の高齢化対策につきましては、管理委託業務の報告書をご提出いただくときなどに、来年度管理していただけるか意向を確認しております。管理がもし無理ということであれば、教育委員会で地元の団体を探し、管理業務を依頼したりですとか、あとどうしても管理する団体が見つからない場合は、例えばシルバー人材センター等に業務委託をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

（織田）最初に、149ページの民生児童委員活動支援事業からお聞きします。先ほども説明がありましたが、主任児童委員さんが独自でいろいろ活動をしてきています。私が知っているのは、あたご公民館でプーさんという名前で、子どもを集めて歌の支援をしていることは知っていますが、そのほかに何かそういった催物を民生児童委員さんがやっている例がありましたら教えてください。

（健康福祉部参事兼福祉課長）民生委員の独自の事業で開催しているということではなくて、民生委員さんの個々でその活動は行われているということで伺っております。

（織田）個々でもいいのですが、何かほかにやっていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）今年度につきましては、先ほど来コロナ禍で高齢者につきましては特に活動はされなかったということで部会長から伺っているような状況でございまして、ちょっとそういった情報のほうは入ってきておりません。

以上です。

（織田）分かりました。

では次に、159ページ、障害者自立支援給付事業についてお聞きします。この自立支援給付なのですが、実際どういった形で自立を促して、何かそれで結果的に自立できた方というのはいるのでしょうか。

（障がい福祉課長）障害者自立支援給付の内容と、自立につながった経緯についてお答えします。

障害者自立支援給付事業は、障害者総合支援法に基づく介護給付、訓練等給付などを給付する事業です。介護給付には、居宅介護、ホームヘルプ、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、生活介護、施設入所支援、共同生活援助（グループホーム）などがあります。訓練等給付には、就労移行支援、就労定着支援などがあります。サービスを利用するには、障がいや生活状況などを調査した結果を基に、必要に応じて区分判定を行います。また、個人ごとのサービスの利用計画を立て、サービスの提供事業者と契約をしてサービスの利用が始まります。

自立の方法では、日常生活をする場として、家族と離れて共同生活を行う共同生活援助（グループホーム）も自立につながると考えられます。例えば障がい者を援助する家族が高齢であるときなどは、障がい者がグループホームで生活ができることにより、本人も家族も安心して生活ができていきます。令和2年度は、11月現在で128名の方が共同生活援助のサービスを利用しており、常に家族の援助がなくても自立した生活をしております。

以上です。

（織田）次に、165ページのシルバー人材センター育成事業についてなのですが、先ほど詳しい説明がありました。それで、私が聞きたいのは、コロナ禍でも結構シルバー人材センターさんは繁盛しているのです。12月に家の庭木の剪定を頼みましたところ、3月まで空きがありませんというふうに言われて、コロナ禍の中、多分、先ほどは公共施設のほうは減ったけれども、個人の需要は減っていないというご説明がありましたので、そういうことなのだなというふうに思いました。その仕事の種類と仕事ごとの登録人数、それから受ける仕事の多いものを教えてください。仕事の種類はいっぱいあると思いますので、多いもので結構です。

結構たくさん注文というのでしょうか、依頼が来るものと、それに関わる人数がどれぐらいいるのかということをお教えいただければ。

（福祉課副参事）お答えいたします。

屋外業務と屋内業務に分けられているということなのですが、仕事が多いものに関しては屋外業務が多くなっているということでした。やはり先ほど委員さんがおっしゃられたように、植木の剪定については特段多いようで、登録の人数が植木の剪定は30名、除草作業が30名、屋内清掃が30名、障子、ふすまの貼り替えが2名の登録があるようで、やはりこちらについては混み合っているというふう聞いております。以上です。

（織田）では次に、165ページの敬老祝金支給事業についてちょっとお伺いします。

内容は、ご説明でよく分かりました。私がちょっと1点お聞きしたいのは、例えば去年75歳で祝金をいただいた方は、2年後の77歳でまたお祝金いただけますよね。ただ、85歳でお祝金をいただいた方が90まで頑張れば、また節目支給で祝金をもらえるから頑張ろうという人もいたと思うのです。だけれども、10年たたないと今度いただけなくなった。その辺の兼ね合いのことについて検討されたことはありましたか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）こちらにつきましては、多くのシミュレーションを行って、市として検討してまいりました。コロナ禍の現状も踏まえて今回の条例改正となったわけですが、80歳以上の方の金額がどう変化するかということも含めて十分検討してきたつもりでございます。

以上です。

（織田）その検討した結果を含めて、お祝いの喜寿とか白寿にしたということでもよろしいのですね。

（健康福祉部参事兼福祉課長）はい、そうでございます。

（織田）では次に、175ページお願いします。こどもの医療費支給事業についてお伺いします。

このこどもの医療費支給事業、とてもいいことだといつも思っております。

す。予算が、本当に何年も前から、この医療支給事業ができた年から大体3億円で移行しているのです。不思議なことに、子どもが増えても減っても、始めた当初から3億円で大体間に合っている。そのところはどのようにうまくやっているというか、たまたまこうなっているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思います。

(子育て支援課長) ご質問のとおり、本事業は3億円台で推移しておりまして、経緯について振り返りますと、平成18年4月に全国的にも早い時期に中学校修了まで入院、通院を15歳年度末まで対象を拡大し、その後23年1月から市内医療機関において現物給付化を始めました。また、28年4月からは多子世帯支援策として、子ども3人以上のご家庭に対し18歳年度末まで対象を拡大し、その2年後にはその18歳年度末の全児童の入院に係る医療費の助成を開始いたしました。そして、令和2年4月から、18歳年度末までの全児童の入院と併せて、通院にかかる医療費の助成に助成を拡大した経緯がございます。

全国的な少子化の波は本市にとりましても例外ではありませんが、こどもの医療費支給事業は本市の子育て支援策として着実に前進しておりまして、子育て中のご家庭に安心を届ける施策として充実してきた結果であると考えております。

以上です。

(織田) 大変ありがたいことで、今のご説明はよく分かるのですが、3億円から全く出たり入ったりしないことについてはどんなふうに考えていらっしゃいますか。本当に不思議なのです。もう何十年も、18歳に増えても、子どもが少子化になっても、医療費って大体この金額でずっと推移しているのですよね。だから、それって何か理由があるのか、たまたまそんな感じでいっているのか、そういうことをちょっと考察なさったことってあるでしょうか。

(子育て支援課長) 考察というのは実際のところはやっておりませんが、全体の市の財政の中でのこども医療費の位置づけの中で少しずつ拡大していきつつ、少子化の中であっても子育て支援策、こどもの医療費については対応していきたいという表れではないかと個人的には考えていま

す。

以上です。

(織田) 次に、181ページ、養育支援訪問事業についてお聞きします。これは多分新規事業だと思うのですが、前の本議会での説明では、妊婦さん、あと孤立している人、児童虐待、養育が必要な方のところに訪問して、家事援助、それから育児の相談に行くという新規事業だと思うのです。これどこに委託する、養育支援訪問事業委託料と出ているのですが、この委託先ちょっと教えてください。何か所ぐらい。

(子育て支援課長) 委員さんがおっしゃるとおりに、本市でもこのような対象者に対しまして現在担当保健師が家庭訪問して、専門的な相談支援というのは行っていました。令和3年度からはその中でも特に養育支援が必要な家庭に対して、対象家庭の方の同意を得た上で、子育て経験者が訪問し、家事援助や育児支援を実施するよう計画しています。支援内容によって役割を分けることで、対象家庭へ効果的な支援ができると考えております。具体的にどのような方に行っていただくかということについては、市内で地域子育て拠点を運営している団体にお声がけをして、家庭訪問していただくよう調整したいと考えております。以上です。

(織田) とてもいい新規事業だというふうに私は思っております。サロンに來れないお母さんに問題があるのであって、それからブックスタートのときも4歳児健診のときも、來ないお母さんのところに訪問してくれる、あとコロナ期は直接本を届けていただく、それで安否確認をしていただいているということで、とてもいいことだと思うのです。そういったもろもろの全てのことが今回この新規事業となって現れていると思うのですが、それぞれサロンに委託されているということ。ちょっと漏れ聞いたところによりますと、訪問される方は1人で行かれるということなのですが、間違いはないですか。

(子育て支援課長) まず、この事業につきましては、特に要対協に登録されているご家庭ということで、スポットで、よりコアな状況の方のところに訪問するというふうに考えておりまして、市のほうでイメージし

ているのは、1人で必ず行ってくれということのお伝えはしていません。状況に応じて、この1回の委託料の中で対応していただければと考えております。

以上です。

（織田）ちょっと質問させていただいてよかったです。多分こういうご家庭に行くと、すごくメンテナンスが強くないとなかなか訪問できないと思うのです。例えば私だったら、虐待されている赤ちゃんがいたらもううちに連れて帰ってきたくなくなってしまうのです。そこまで思ってしまう。だから、1人で行くとき危ないようなときは2人でも行けるのだなということが今分かったので、安心しました。今後この事業に期待しています。

次、183ページお願いします。母子家庭等対策総合支援事業についてお伺いします。これどれぐらい、先ほどもちょっと説明……この人数とその困窮度合いについてお伺いしたいと思います。

（子育て支援課長）まず、困窮度合いについてのご質問ですが、本事業は国庫補助や県補助を活用して実施しているものでありまして、基本的には児童扶養手当を受給している者等が対象でして、扶養人数によって所得範囲も異なるため、困窮度合いをお答えするのがなかなか難しいところをご理解いただければと考えています。対象人数につきましては、扶助費の主なものとして高等職業訓練促進給付金がありまして、1年以上養育期間、専門学校等で就業する場合に、生活費の負担軽減のために毎月支給する給付金でありまして、3年度当初予算において対象人数は8人を計上しております。その他自立支援教育訓練給付金や高等学校卒業程度合格支援給付金の対象人数は、過去の実績に基づき、それぞれ1人分を予算化しております。

以上です。

（織田）では次に、同じページの保育課さんの特定教育・保育所等支援事業のところの一時預かり負担金2,283万7,000円についてなのですが、一時預かりというのは多分保護者も料金を払うので、そここの負担金の兼ね合いというか、どのようになっているのか、ちょっと教えてください。

さい。

（保育課長）お答えいたします。

この負担金につきましては、一時預かり事業の実施に要する費用を負担するものでありまして、子ども・子育て支援交付金の基準額に基づいて負担をしております。一時預かりに係る保育料につきましては各園で設定しているのですけれども、幼児教育・保育無償化によりまして、保育を必要とする認定を受けている児童の分については、施設等利用給付費として市から園のほうにお支払いしています。それ以外のお子さんの一時預かりについては、保護者の方にご負担いただいていることとなります。この事業に関しましては、市のほうから負担している負担金と保護者からの保育料で運営をしていることとなります。

以上です。

（織田）では次に、185ページお願いします。この病児・病後児保育事業についてお聞きしたいのですが、これは今度新しくめぐみの木のほうでも病児・病後児保育できたのですが、これ1件分ですか、2件分なのでしょうか。

（保育課長）こちらの委託費については、ヘリオス会病院の中にあるパンジー・キッズとめぐみの木病児保育室の2つの保育室分になります。以上です。

（織田）次に、その下の保育ステーション事業についてお聞きします。保育ステーション、これもすごく働くお母さんにとっては助かっている事業だと思います。それで、これもこの前の本議会の説明では運転手さん、保育士さんの委託料という説明でした。私のほうからは、利用者的人数とリピート数についてお聞きします。

（保育課長）保育ステーションのほうの利用人数なのですけれども、2月末までの利用人数、こちらが送りが延べ412人、迎えが延べ322人となっております。現在登録いただいている児童は5名となっております、月額で利用している、月単位で利用しているお子さんが4人となっております。

以上です。

(織田)では、次は303ページお願いします。ひなちゃん子育て応援基金事業について、何人か前任者も質問していました。ここ多分せせらぎ公園あるところで、小さいお子さんをお持ちのお母さんはすごく穴場だと言っていたのです。穴場というのは、すいていて使いやすいということでした。そこに遊具がつくということで、ぜひとも多くのお母さんがお子さん連れて来ていただきたいのですが、この周知方法については各幼稚園とか小学校とかにも周知する計画があるのかお聞きします。

(こども未来部参事兼こども応援課長) せせらぎ公園に設置する大型複合遊具でございますが、まず大型複合遊具を選定する際に、市内の公立保育所8か所の年長児、それと小学校、鴻巣中央小の1、2年生にアンケートを実施して、候補3案のうちから人気遊具を選定しております。幼保施設、小学校への周知についてでございますが、今のところは考えておりませんが、広報、ホームページ、子育てアプリ、ラインなどを活用して周知をしてまいります。また、設置場所が人が多く集まるエリアとなっておりますので、目に留まった方からSNS等での拡散も見込んでおります。

以上でございます。

(織田)では次に、323ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業についてお聞きします。

前任者のほうからも質問が出ていたのですが、私のほうからちょっと要望も入っているのですけれども、適正配置等審議会委員さん、またここで会議とか諮問も行われると思うのですが、今回笠原小学校の問題がございました。笠原小学校で今回行った措置を基に今後の適正規模、適正配置事業を行っていくお考えなのか、それとも全くそれとは別に、この学校はこうだからこうする、この学校はこうだからこうしていこうというようなことを、審議の中でいろいろ出てくるとは思うのですけれども、どうも私は今回の笠原小学校の適正規模、適正配置をベースにして進めない、いろいろ今後問題が出てくるような気がするのですが、その辺はいかががお考えでしょうか。

(教育総務課長) それでは、お答えをさせていただきます。

笠原小学校における適正配置に関しましては、平成27年度の適正配置等審議会から始まりまして、学校評議員や保護者をはじめとした地域の方々と意見交換を行いながら取り組んでまいりました。平成27年から29年に実施しました審議会におきましては、隣接する小学校である鴻巣中央小学校、常光小学校との適正配置について検討したわけですが、委員の中からは笠原小学校と他の学校では適正配置に関する温度差があるとの内容も聞かれました。実際に取組の中では、笠原地域にお住まいの複数の保護者から複式学級への不安やクラス替えが可能な規模の集団で学ばせたいといった要望、学区外に転居してまで他校に進学、通学させたいという意向を持っている保護者からの相談等もいただいておりますが、これは他の学校と比べても多かったというふうに認識をしております。笠原小学校の適正配置に関する取組の中では様々な意見がありましたが、立場によって学校に対する思いは異なることから、教育委員会としましては、特に適正配置といった課題に直面する子どもたちとその保護者の意見を尊重する形で取り組んできました。

今後は、いま一度市内全地域の小中学校を対象に見直しを検討しておりますが、やはり立場によって意見は異なってくるというふうに思います。このことから、それぞれの地域性を考慮することはもちろんですが、やはり笠原小学校における取組を踏まえまして、課題に直面する保護者の意見を尊重し、検討していきたいと考えております。意見をいただく上での情報提供に関しましては積極的に実施したいというふうに思いますが、受け取り側の立場も異なることから、不安を抱くことや誤解を招くことのないよう慎重に対応しつつ、学校の主役は子どもたちであるという認識や将来のビジョンを共有できるように取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

（織田）次、341ページお願いいたします。

学校図書館支援事業なのですが、これは学校図書館の支援の業務委託料で上がっていますが、私が聞きたいのは、今GIGAスクールといってパソコン1人1台導入されました。今回、中央図書館もそろそろ電子図書

が導入される予定ですが、学校においてはそういう考えはあるのでしょうか。

（教育総務課長）現在の状況なのですけれども、児童生徒は本を借りる際学校図書館で分類された本を手にとって探しているというところですね。学校図書電子化した場合、限られた時間の中で借りたい本をすぐ探することができるかということは、ちょっと課題があるのではないかなというふうに考えています。また、電子図書は一定の貸出し回数や期間が経過すると利用できなくなってしまうということで、一度購入すれば破損しない限り利用することができる現在の図書よりも1冊当たりが高額になるのではないのかなというふうに予想しております。学校図書館の電子化につきましては、今後の電子図書館や他市の利用状況を把握しまして調査研究してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

（織田）中央図書館が電子化になるので、電子図書については多分体験できると思うのです。学校においては、パソコン導入であっても紙ベースの本を子どもたちに手にとってページをめくる、それをなくさないでいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、365ページお願いします。文化センター管理運営事業なのですが、コロナ禍で結構人数が減っているのかなと思っていたところ、幼稚園のお遊戯会とかいろんなところで結構使っていらっしゃるのです。なので、このコロナ禍になってからの利用人数、また利用団体と、売上げについてどれぐらいあったのかお聞きします。

（教育部参事兼生涯学習課長）文化センターの管理運営事業のご質問にお答えいたします。

コロナ禍の中のまず利用人数はということなのですけれども、令和3年2月末現在の状況としましては約13万7,000人の方にご利用いただいておりますが、昨年同時期と比較いたしますと約43%ということになっております。

また、売上げというお言葉なのですけれども、利用料金の収入ということでもよろしいでしょうか。

(はいの声あり)

(教育部参事兼生涯学習課長) 同じく令和3年2月末現在の状況といたしましては約1,032万円で、同じく昨年同時期と比較いたしますと約35%の利用料金の収入となっております。

以上です。

(織田) 利用人数と興行収入、43%、35%ぐらいだということなのですが、コロナ禍ということを考えてときにはどうなのでしょう。これで運営は難しい状況ですか、それともコロナ禍けれども何とか持ちこたえてやっていますというふうに考えていいのでしょうか。

(教育部参事兼生涯学習課長) やはりコロナの影響は大きい影響ありまして、補正予算のほうで計上させていただいておりますが、令和2年度の今回の補正のほうで1,000万ほど補填のほうをさせていただいて、今年度乗り切っていただけるかと思えます。

(織田) 映画館管理運営事業についてお聞きします。

これちょっと個人的に聞きたいのですが、コロナでやはり映画館も売上げがちょっと落ちていると思うのですが、500円で見れるということもあって、結構入っていたような気がするのです。その目玉が「鬼滅の刃」の映画だったのですが、そちらのほうの興行収入はどれぐらいになっていますか。

(教育部参事兼生涯学習課長) 興行収入につきましては、興行通信社というところが公式に発表しているのですが、2月28日現在、これは全国で381億4,000万という状況になっております。もちろん歴代ランキングで1位と。ただし、各映画館の実績というか興行収入につきましては、映画というのが成績を管理しているのが劇場ではなく作品の配給会社ということで、そちらの配給会社のほうが数字を発表するというところで、各映画館での興行収入は公表していないということです。

以上です。

(織田) 以上で終わります。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前 1 1 時 3 1 分)



(開議 午後零時 5 8 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(諏訪) では、質問させていただきますが、午前中の質疑の中で気になる答弁がございましたので、先にそこを指摘させていただきたいと思えます。難病患者手当の件でございますけれども……

(委員長) すみません。ページ数、まず。

(諏訪) 155ページの難病患者手当です。先ほど他の委員から、市民からそういった難病患者手当を元に戻してほしいと声はあるのかという質問に対して、ご答弁のほうは要望は出ていないというご答弁だったので、私ども日本共産党は毎年年末に予算要望書を出しております。その中に、それはもちろん市民から承った要望を日本共産党議員団としての要望書でまとめて出しております。昨年もしました。その中に難病患者手当の増額、元に戻してほしいという、その一文もございませぬ。その声をいただくに当たっては、もちろん個人の難病患者の方、それから様々な団体の方からお声を頂戴した上での要望書でございますので、それを御覧になられていなくて先ほどの答弁だったのか、まずそこを指摘させていただきたいと思えます。

(障がい福祉課長) 私のほうでも要望書が出ていることはよく分かっておりますし、議会での質問があるのもよく分かっております。それなので、こういった声があるのは分かるのですけれども、カウンターでの直接お客さんとのやり取りの中で職員が聞いていないと、そういったことになっています。

以上です。

(諏訪) 質問の趣旨は、そうしますとカウンターで市民が直接という、そういう意味でございましたか。

(はいの声あり)

(諏訪) では、結構です。一応市民からは多くの方から要望が寄せられていることをまず念頭に置いていただきたいと思います。発言させて

いただきました。

では、質問通告に基づきまして、幾つか削らせていただきます。まず、155ページの福祉タクシーでございますけれども、こちらのほうはデマンドタクシーとの共通利用券というふうになり、1万円になったという経緯がございますけれども、予算額がだんだん減ってきているなというふうに思います。これは、デマンドタクシーの助成金があるから、実際に利用されている方々の券が少なくて済むという、そういう意味でよろしいのでしょうか。

（障がい福祉課長） 実際にデマンド交通の利用は増えておりまして、それによってこちらのほうは調整をしているのが事実です。数字も言ったほうがいいでしょうか。

では、ちょっと続きで、すみません。福祉タクシーにおいて、令和元年度からデマンド交通も利用できるようになっております。そして、平成30年度には交付した人数が453人でしたが、令和元年度には522人となり、15%増加しております。最近の状況といたしましては、令和2年12月現在で448人に交付していますが、コロナの影響もあり、昨年より若干減少する見込みです。（P.67発言の訂正あり）

以上です。

（諏訪）では、次は165ページ、敬老祝金支給事業でございます。こちらのほうは、昨年の支給の仕方がいわゆるコロナの状況で、通常だったら民生委員さんが直接お持ちして、その安否確認も含めてお渡ししていたというふうに伺っておりますけれども、昨年は口座の振込ということになったと思いますけれども、その件で特に問題は発生しなかったのかどうか確認します。

（健康福祉部参事兼福祉課長） 令和2年度6月、第4号補正において口座振込の補正のほうをさせていただきました。実際手渡しから口座振込になったということで、高齢の方々からの申請書類をいただいたわけなのですけれども、どうしてもやはり記入漏れが非常に多くございました。その後の確認方法と、また職員もそういった対応、今回初めてでしたので、不慣れな部分もありまして、時間を要したところがございまして、

大分市民の方からの苦情もあったところでございます。今年度の失敗を繰り返さないように来年度は生かしてまいりたいと、そういうふうに考えております。

以上です。

（諏訪）なかなか振込が来なかったということで、私も市民の方からたくさん声をいただきました。それで、時間がかかったことで、本来ならば受け取れるはずだった方が受け取れなくなったというケースもあったかと思うのですが、その件数を伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）基本的に支給対象者が、今回遅れたことで支給がなくなるということにはございません。

以上です。

（諏訪）振込がなかなか遅れて、お亡くなりになった方いらっしゃったのではないかと私思ったのですか、それはなかったのですね。

（健康福祉部参事兼福祉課長）基本的に、亡くなられた方につきましては相続人という形になるかと思えます。

以上です。

（諏訪）相続人の方が相続されたということによろしいですか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）そのとおりでございます。

（諏訪）では、165ページの同じページの敬老会代替品等の支給事業でございます。こちらのほうは、敬老会の昨年行えなかったことで今年もということでございますけれども、一昨年でしょうか、敬老会についてのアンケートを自治会長さんなど実際に実務を行っている方にされたかと思うのですが、その敬老会のアンケートでどんな状況だったのかを伺います。

（健康福祉部参事兼福祉課長）そちらの敬老会のアンケートにつきましては、令和元年11月の15日から29日に実施しておりまして、実施団体の78団体に調査を行いました。回答のほうは、71団体で91%の回収率となっております。その中のどういう意見だったのかということでございますけれども、今後の在り方として、現状のとおり継続というのが40団体、実施方法の見直し、開催が19団体、廃止が12団体でございました。現状

のとおり、継続と実施方法の見直しを合わせますと、約83%が敬老会開催を希望しているということになります。また、敬老会の見直しにつきましても、対象年齢をそのまま1人当たりの補助金額……すみません。83%敬老会を希望しているというのがデータとして取れたところでございます。そうした中で、多くのどんな意見があったかということでございますけれども、敬老会を運営する側の高齢化、開催会場の確保、式典や記念品等の選定が負担になっている、補助金額、対象年齢の見直しが必要である、市主催での敬老会開催の意見もいただき、課題が見えていたところでございます。

以上です。

（諏訪）83%の方が敬老会の存続求めていたということに、少し驚いてはおります。やはり周りの実際に運営をしている方々からは、大変だ、大変だということ伺っています。私どもの近隣でも、会場を午前、午後、2部制にして行う関係で、丸々一日、運営の関わる方々がやっているの、大変だなという感じはするのですけれども、前々年度、一昨年の敬老会の参加状況というのは昨年伺っておりますけれども、おおよそどの地域も30%台参加率があります。私どもの近隣のところでも看護師さんを派遣していただいて健康チェック、初めてしたりしまして、大変好評だったのです。こういったいわゆる敬老会であっても防災の学習をしたりとか、様々な工夫を凝らすことで皆さんが出てこれて、また防災のときにどうするか、災害時にどうするかということ話し合う場にもなるのかなというふうに感じておりますので、ぜひ、今後見直していく可能性があるのですけれども、その辺はいかがお考えでしょうか。

（健康福祉部参事兼福祉課長）まず、敬老会のアンケートなのでございますけれども、実施した時期と今現在の新型コロナの影響による感染症の状況が少し大きくさま変わりしているところもございます。この辺の状況につきましても、今後またしっかりと調査した上で検討していく必要があるのかなというふうに捉えております。令和3年度は、当初予算から代替事業ということで代替品の配布というふうにさせていただいておりますけれども、令和4年度につきましてはそういったことを踏まえて検討して

まいります。

以上です。

（諏訪）放課後児童クラブの通告していたのですが、ちょっと時間の関係で、また戻ってもしかしたらするかもしれませんが。すみません。

では、185ページの保育ステーション事業でございます。こちらのほうが、前任者もいろいろと質疑をされておりますけれども、いわゆる実際に利用された方が今年度は延べで送りが412人、迎えが322人ということでございました。延べですから、実際に1日に換算すると2人ぐらい送り、お迎えも2人弱ぐらいということになりますでしょうか。

（保育課長）今2月末の現在では、月額で利用されている方が4名おりますので、4名利用している日もございます。

以上です。

（諏訪）2月は月額で4名のときが多いということですが、大体2名から3名ぐらい平均して1日ご利用ということでございます。その費用なのでございますけれども、先ほど人件費や事業費ということで、この予算額、前年度と同額ということでご説明いただいておりますが、国が半分財源として出されております。その財源が、保育対策総合支援事業費補助金という名目になっております。この保育対策総合支援事業費補助金というものが、今回の予算書の中を見ますと、いわゆる保育士の宿舍借上支援事業、それから広域的保育所等利用事業、そして保育利用支援事業ということになっておまして、そうしますと保育ステーションというのは広域的保育所というところに当てはまるのでしょうか。そのように思っているのですが、ほかの保育所の部分でこの名目の保育対策総合支援事業費補助金が使われているところが、公立の保育所がこれが割り当てられているようでございまして、各保育園、1保育園に幾らかというと、1保育園に120万3,000円が国の補助金が割り当てられています。保育ステーション、そうすると破格、半分以上が保育ステーションにこの補助金が割り当てられていて、それぞれ名目が、要綱が違うのだと思うのですけれども、そういった意味で市の事業として大変重要視された保育ステーションかと私は思ったのです。その割にはあまり利用が伸びていな

いということになるのですけれども、今後この今のまま、本来ならもう少し利用ができる状況だと思うのですけれども、今後これが増える要素あるのでしょうか、お伺いします。

（保育課長）先ほどの保育対策総合支援事業費補助金の中のステーションに充てられている部分というのは広域的保育所等利用事業になりまして、歳入といたしましては1,325万7,650円が保育ステーション事業のほうに割り当てられていることとなります。利用状況につきましては、昨年に比べまして今年度は20%ほど増加しております。令和3年度に向けまして、幼稚園、地域型保育施設を含め、指定保育所の追加を行います。それと、対象児童の追加、それから保護者負担額の見直し等を行いまして、さらに利用が増えるものと思っております。以上です。

（諏訪）利用者負担額を見直すということでございますけれども、それは値下げをするということによろしいのでしょうか。

（保育課長）値下げもするのですけれども、現在月額の利用だと送りだけであったとしても月額6,000円をいただいているような状況なのですけれども、そこを送りだと半額という形で、送りのみ、迎えのみという枠を設けたいと思います。

以上です。

（諏訪）そもそもこの保育ステーションを使わなくてはならない方々というのはどういう方なのか、ちょっと教えてください。

（保育課長）保育所の開所時間に送迎が困難な方が利用されております。

（諏訪）私、北鴻巣駅利用してまして、朝よく保育ステーションを利用する親子連れを見かけます。大体7時半過ぎに電車に乗るのですけれども、延長保育などを利用されたら、その時間はカバーができないのでしょうか。

（保育課長）その方なのですけれども、北鴻巣の駅から鴻巣の駅まで電車で来まして、それで保育ステーションにお預けになっているのです。利用している保育所につきましては生出塚保育所になりますので、そちらまで駅からどの形で行くかということになるのですけれども、時間に

間に合わないということで利用されております。

以上です。

（諏訪）利用される方が生出塚保育園を希望されて、そのようなスタイルになったと理解してよろしいですか。

（保育課長）生出塚保育所を利用しているということですので、生出塚保育所を希望されて入られたということになります。

以上です。

（諏訪）では、189ページ、保育所管理運営事業でございます。こちらは、当市においては待機児童はないということで伺っております、まだまだほかの自治体では保育所なかなか入れないという状況が続いているかと思うのですが、当市においてもホームページですと毎月5日頃に保育の入所状況、公表されていたのですが、このところ見かけないのですが、その理由を教えてください。

（保育課長）利用状況のほうを削除した理由といたしましては、保護者の方に混乱を招いていた部分がありまして、要は定員以上に入っているところであったりとか、あとは公立保育所等では予約制で入っているお子さんがいます。予約制で入っているお子さんの人数というのはそのときの入所の人数には入っていないので、空いているのに、要は定員まで入っていないのに利用ができないのはどういうことかという苦情等も多かったことから、表のほうは削除させていただきました。

以上です。

（諏訪）大変貴重な情報でして、私も時々拝見させていただいていたのです。これに代わるものはどのように。

（保育課長）現在ホームページのほうに載せさせていただいているのは、保育所の空き状況ということで、丸、三角、バツで示させていただいております。保育所のバツのところはもう利用ができませんということになっておりまして、丸は3名以上の利用ができます。三角のところは1から2名までの利用ができますという形になっております。

以上です。

（諏訪）では、次は231ページ、自殺対策事業でございます。こちらのほ

うもキャンペーンで駅でいろいろなさっていたのを時々拝見させていただきましたが、今年度はいろいろな事情でこういった活動ができなかったかと思うのですが、自殺対策事業そのものの事業の内容をお願いします。

（健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事）お答えいたします。

令和2年度は新型コロナウイルスの影響で、自殺対策事業につきましても内容の変更や中止等がございました。来年度につきましても、例年実施している自殺予防キャンペーン、総合相談会、ゲートキーパー研修等、同様に計画をしております、感染状況を踏まえながら内容を検討し、工夫して実施していく予定でございます。

今年度は、令和2年度につきましても感染状況を踏まえまして、駅で行っております自殺予防キャンペーンにつきましても、やはり駅を利用される方等の混雑の中で、ちょうど冬に感染者が増えていくところでの判断だったのですが、ただ実際自殺者数も年末に向けて増えていったという経緯もございまして、例年3月に行っていたキャンペーンを前倒ししまして、12月に、小規模ではありますが、鴻巣駅、吹上駅、北鴻巣駅と、あと本庁舎新館、支所等で分散してキャンペーンを実施したような経緯がございました。

それから、今年度の自殺者の全国的な傾向としまして、例年とやはりコロナの影響でかなり異なっていたというところもございまして、年末に向けての自殺者の増加の中に、やはり女性の方のいろいろな様々な生活の困難という中で自殺者が増えていたというふうな傾向がございまして、鴻巣市につきましてもそれほど顕著にはなかったのですが、全国的な傾向に併せまして、ひとり親の方に向けてのチラシの配布ですとか、あと民生委員さん、地域見守り委員さん等のチラシの配布、それから広報、毎月相談窓口を掲載するなどして、現在自殺対策のほうの周知啓発のほう努めております。

以上です。

（諏訪） 昨年は7月から9月の女性の自殺者が大変増えた、急増した

ということで、厚生労働省や文部科学省で各自治体に聞き取りが行われたというふうに私ちょっと見ました。そして、失業や休業などに対する財政支援、そういったところが求められているかと思うのですが、やはり実際にその方がご相談するというところがまずハードルが高いかもしれませんし、どこへ連絡したらいいのか分からないということもあるかと思うのですが、それぞれ鴻巣市役所の中ではほかに福祉のほうで困窮の相談だとかあるわけなので、そういうところとの庁舎内のそれぞれの連携というのはどのように取られていますでしょうか。

（健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事）本市におきましては、鴻巣市自殺対策庁内推進委員会という副市長を委員長といたします部長級の組織がございまして、こちらの会を今年度も、例年ですと自殺対策計画の進捗管理を行いながら事業の見直しを行っていく場でございますが、今年度のコロナ禍における自殺者数の増加に伴いまして、急遽12月に委員会のほうを開催いたしまして、こういった全国状況の中で、やはりこの先自殺者の、10月、11月ですごく全国で増えたのですけれども、そこの辺り今後もやはりこのまま増加してしまうのではないかというふうなところで、庁内の相談窓口の連携を図ることと、そういった情報の共有を行いまして、下半期に向けての自殺対策の計画について見直しを行ったところでございます。

以上です。

（諏訪）では、323ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業についてお伺いいたします。

前任者いろいろと質問されていまして、私は、今回の小中学校の適正規模、適正配置の事業でございますけれども、もともと平成27年に出された基本方針というものがございますね。これを踏襲したものなのか、これに合わせたものなのかどうかをまずお伺いいたします。

（教育総務課長）今年度新たに設けました小・中学校適正規模及び適正配置事業なのですけれども、こちら今まで教育委員会運営事業の中で委員さんの報酬とかを計上していたのですが、それ今後少子化のほうも大分進んでくるということもございまして、新たに事業として立ち上げた

ということでございます。

以上です。

（諏訪） そうしますと、平成27年3月に出した基本的な考え方、これはもう全く意識しないということによろしいのでしょうか。

（教育総務課長） 今年度予算を取っております小・中学校のあり方研究懇話会、また適正配置審議会がございますけれども、そのあり方研究懇話会の中では、27年のときに出しました今後の小中学校の在り方につきましてをベースにしまして、いろいろと意見を聞いてまいりたいというふうに思っております。

（諏訪） 懇話会というのは意見を求める場というふうに今までもお伺いしています。そうしますと、それに基づいて、意見を調整しながら、教育委員会が今後の基本方針をつくっていくということによろしいですか。

（教育総務課長） そういったものも含めまして、いろいろな意見をお聞きしまして、まず諮問する案を考えまして、今回また見直していきたいというふうに思っております。

以上です。

（諏訪） 今回、新年度から35人学級を政府のほうがやるようにということになっていきます。5年かけて全ての学年、6年生までするのでありますけれども、少人数学級のことを含めての適正規模、適正配置と思っておりますね。

（教育総務課長） 当然に35人学級の実施も踏まえて、児童数の推移とか教室等について考慮しながら、各校の事情に応じた検討をしてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

（保育課長） 先ほど保育ステーション対象児童のところ、私のほうで答弁で時間内ということで申し上げたのですが、申し訳ございません。事業の対象となる児童は、指定保育所に送迎することが困難なこと等の理由により事業の利用が必要と認められる者となっております。ですので、先ほどの方につきましては、送迎が困難ということで登

録されております。

以上です。申し訳ございませんでした。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 2 7 分)



(開議 午後 1 時 5 7 分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) それでは、175ページの子どもの居場所支援事業について伺います。

子どもの居場所を確保するために企業と支援団体とのマッチングや子どもの支援を結びつけるようなネットワークの形成を図るということだったと思うのですが、企業や支援団体とは具体的にどのようにネットワークを形成していくのかというのが1点と、コーディネーターの配置について、何人でどこに配置するのか伺います。

(こども応援課副参事) ご質問にお答えいたします。

ネットワークの形成については、子どもの居場所等支援団体、社会福祉協議会、民生委員、教育委員会、庁内の関係部署等で構成する子どもの居場所ネットワーク会議を開催し、コーディネーターが収集した情報の共有、必要な支援へつなげる検討、今後の貧困対策等について協議していく予定となっております。また、コーディネーターにつきましては、週2日の方と週3日の方、2名を予定しております。

以上です。

(頓所) そうすると、2名体制で常時5日間いるというような感じでしょうか。あと、どこに配置されるのかも教えていただければと思います。

(こども応援課副参事) こども応援課のほうに、会計年度任用職員ということで配置させていただきます。基本的に毎日、5日間お二人が交代で来ていただけるような体制を取りたいと思っております。

以上です。

(頓所) それは、相談も含めて、コーディネートもするけれども、いろ

いろな支援団体とか、そういう方の相談にも応ずるということでよろしいのでしょうか。

（こども応援課副参事）コーディネーターの主な仕事としましては、市内の小中学校へ訪問して、支援の必要な対象者を学習支援や子ども食堂等の関係機関につなげるということを考えております。ですので、そこを通して、またいろんな支援団体ともつながっていくという形になります。

以上です。

（頓所）それでは、177ページの要保護児童対策事業についてですが、家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターに「ここの巣」というのに配置されるのか、その配置場所がちょっとよく分からないのですけれども、それと「ここの巣」の職員体制はどのようなになっているのかということについてお伺いしたいと思います。

（子育て支援課長）子育て世代包括センターとこちらの子ども家庭総合支援拠点「ここの巣」につきましても、どちらも子育て支援課の中で設置してあります。職員体制につきましても、先ほどご説明したとおりに会計年度任用職員を採用しまして、国の定めた基準にのっとりまして、子ども家庭支援員、常時2名、虐待対応専門員、常時1名を配置させていただきます。

以上です。

（頓所）先ほど前任者の質問の中で、「ここの巣」の体制でB型というような答弁あったと思うのですけれども、そのB型というのは具体的にどのような施設状況というのですか、体制のことをいうのか伺います。

（子育て支援課長）国で定められました設置運営要綱によりますと、児童人口の規模に応じて型が決まっております。本市では児童人口が1万7,000弱になりますので、小規模B型となります。

以上です。

（頓所）システムについては前任者が質問受けていますので、これについてはなしとさせていただきます。

続いて、181ページの養育支援訪問事業について伺いたいと思います。説

明の中では、若年の妊婦さんだとか、子育てに強い不安を持っている、孤立感を持っているとか、そういった家庭や虐待のおそれのある家庭について養育支援が必要だというところの家庭に訪問するというようなお話だったと思います。そういった困難を抱えた家庭に訪問するというのは、人の資質というのですか、派遣される方の資質がすごく問われて、逆にこういう人がいるのだとか、苦情になる可能性もなきにしもあらず。そうなると、行く人の、本来であるならば、私の考えは、職員であるとか、そういった専門職を派遣して吸い上げてというのが一番いいのかなというふうには感じているのですけれども、いろいろな拠点の中の活動している中に委託をすると。そうなると、そういった人たちのきっちりとした研修であるとか、それからいろんな困難事例だからこそ、社会サービスも含めていろんなことを知っていなくてはできないし、心理的なこと、社会サービス、それから支援の仕方、いろいろあると思うのですが、そういった研修であるとかはどうなのかということ、それから一番最初にそういった専門職の配置というのは考えていなかったのかという、この2点について伺います。

（子育て支援課長）まず、専門的な専門職を配置しなかったのかということですが、これに関しましては現在地区の担当保健師がおりまして、それぞれ専門的な相談支援なんかは訪問によってやっております。それに対して、今回新規で立ち上げるのは、家事援助や育児支援など行っていただきたいということで、今回地域子育て拠点を応援する団体さんをお願いすることを計画しております。また、やはり厚労省のガイドラインでも研修をすることとなっておりますので、4月以降、契約を結んだ後は研修をして、実際に行っていただくような形になると思います。以上です。

（頓所）それでは、地区担当者とそういう派遣、家事援助であるとか、そういった人ときっちり連携が保たれているということによろしいですか。

それで、また研修をしていくということも聞きました。その研修というのは、市独自のものなのか、県でガイドラインの中でこういう検証をし

なさいというような、そういったマニュアルというのでしょうか、ガイドラインというのがあるのでしょうか。

(子育て支援課長) 県のガイドラインでは、その研修の部分まではしっかりと指し示されてはおりませんが、鴻巣市の庁内の中での研修となります。

以上です。

(頓所) もう一つ、先ほどの地域の担当者、専門員とちゃんと連携は取れるというふうに認識してよろしいのですか。

(子育て支援課長) 対象となる家庭に同意を得た上で、それぞれの家庭に合った支援プランというのを計画して、それに基づきまして家庭訪問を実施する予定です。ですので、連携は図れると考えております。

(頓所) 例えばその行ったお宅で、これは鬱だったとか、あるいはちょっと虐待があるのではないかと、そういった場合の、その行ったボランティアというのか、ヘルパーというのですか、支援しているその人たちは、まずどこにつなげていったらいいのですか。

(子育て支援課長) 今回、特に養育支援が必要な家庭ということで、要保護児童対策地域協議会での登録のご家庭となりますので、ある程度状況は把握されております。ですから、家庭訪問された方からも必ず子育て支援課のほうに報告をいただくような形を取ります。

以上です。

(頓所) 続いて、185ページの民間保育園等補助事業について伺いたいと思います。これは、令和3年度から新たに体調不良児対応型の病児保育事業を実施する認定こども園1園に補助していくということなのですが、やっぱり保育園に通っている子どもたちというのは、しょっちゅうというということではないのですけれども、年齢が低ければ低いほど熱を出したりとか多々あることだと思うのです。そのときに保育園あるいは保育所から電話あって、今から迎えに来てくださいということで、仕事を切り盛りしながら迎えに行ったりする働く保護者たちが多いと思うのです。それで、このこども園1園にということだと、その1園だけの通っているお子さんたちは熱を出しても何でもその保護者たちは安心

できるけれども、ほかの保育園の人たちというのはそういう対象にはならなくて、今までどおり迎えに行かなくてはならないということですよね。そうすると、せっかく委託でやっているの、その人たちが、派遣してどこでも熱を出したらその看護師が行って、帰ってくるまで見てくれるというようなことでないと、何か不平等のような感じがするのですけれども、いかがでしょうか。

（保育課長）今回の体調不良児対応型病児保育なのですけれども、まず各保育施設にこの事業の内容は説明して、今回認定こども園、エンゼル幼稚園のほうの手を挙げてきました。これについては看護師等を1名以上配置しまして、通園している保育施設のほうで保育中に微熱を出すなどの体調不良となった児童を施設のほうで預かるのですけれども、ほかの保育所につきましては、今回8月にオープンしためぐみの木病児保育室があるのですけれども、そちらが送迎病児もやっているのです。保育中に体調不良となった児童を病児保育室の看護師等が保護者の代わりに保育施設のほうに迎えに行きまして、一時的に預かるような事業もやっておりますので、そのほかの施設のお子さんについてはそちらのほうをご利用いただければと思います。

以上です。

（頓所）安心しました。ほかの働くお母さんが、1園だけだとなかなか不安だったりするけれども、めぐみの木、そこのところで見てくれると。それは多分登録をしてやっていけば、働いている間に熱が出ても安心して働けるという状況で理解してよろしいということですね。

（保育課長）病児保育のほうの登録をしていただいて、送迎保育のほうの登録もしていただいてということになっております。登録していただければご利用ができるような状況になっております。

以上です。

（頓所）続きまして、225ページの地域医療体制整備基金積立金について伺いたいと思います。今現在の基金の積立はどのくらいになるのか。また、令和3年度で活用する予定はあるのかということ。それから、今コロナワクチンの接種が、集団接種もあるけれども、診療所というので

すか、個人病院でも受けるというような方向があると思うのですけれども、例えばこの基金を使って、サテライトをする機関の病院であるとか、協力してくれる病院への支援とか、それは地域医療の充実という観点から活用は考えられないのか伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼健康づくり課長） それでは、お答えいたします。

令和2年度の積立金なのですけれども、本議会でご承認いただきますと、令和2年度末基金の残高が5億1,454万7,369円となる見込みでございます。

そして、2つ目のご質問の令和3年度の基金の活用についてでございますが、現在のところ具体的な活用については決まっておられません。また、今後県の第7次地域保健医療計画の見直しが令和2年度に行われる予定でございましたが、それが延長となっておりますので、そういった動向を注視しながら、基金の活用方法の検討はしてまいりたいと考えております。

そして3つ目の、これからワクチン接種が始まるわけなのですけれども、個人の診療所の医療機関に対してサテライト方式でやっていただくに当たっての基金の活用というところでございますけれども、やはり全市民の方に接種をしていただくわけでございますので、できるだけ多くの医療機関にご協力をいただきたいというふうに考えております。それですので、できる限りの支援は市としてもやっていきたいというふうに考えておりますけれども、まだ具体的なところは今検討中ございまして、今後十分に医療機関とも情報交換をしながら考えてまいりたいと考えております。

以上です。

（頓所） それでは、243ページの母子健診事業について伺います。こんにちは赤ちゃん事業と、今度一部新規事業で産後ケアのアウトリーチとして訪問するという事なのだけれども、そのこんにちは赤ちゃん事業と来年度始まる一部新規事業の産後ケアの違いというのは、どういったものなのか伺いたいと思います。

（子育て支援課長） まず、こんにちは赤ちゃん事業につきましては、ま

ず新生児訪問というのがございまして、それが生後1か月ぐらいまでの間に産後に不安を抱えている方からの申込みはがきを受けて、連絡票を受けて訪問します。それ以外のご家庭に対して4か月健診の前までに訪問するのがこんにちは赤ちゃん事業となっております。

それに対して、アウトリーチ型の産後ケアにつきましては、分娩施設を退院後、支援が必要な方に対して訪問するものでして、今回はコロナ禍で外出に不安を抱える母子もいることも考慮して、家庭訪問を行うようにしたものであります。ケアの内容としては、母親の身体的ケアや保健指導、また母親の心理的ケア、また適切な授乳が実施できるようなケアをするというので、特に助産師の方に訪問していただくものとなっております。

以上です。

（頓所）その訪問というのは、行政サイドでこれは必要だと思ってアウトリーチに行くのか、あるいは本人の希望なのかということと、あとこんにちは赤ちゃん事業は4か月までなのだけれども、期間であるとか、料金は発生しないと思うのですけれども、回数とか、そういうことをちょっとお伺いいたします。

（子育て支援課長）まず、新生児訪問で助産師が訪問したときに、心配だな、産後鬱の可能性があるなという方に関しましてはこういうアウトリーチ型をご紹介して、改めて申込みをしていただいで実施いたします。一応アウトリーチ型につきましては、お一人につき7回まで利用することが可能となっております。新生児訪問とこんにちは赤ちゃん事業につきましては、どちらか片方1回のみ、4か月健診の前までに行う事業となっております。

以上です。

（頓所）それと、新生児聴覚検査というのがあったと思うのですけれども、これは産院で行われるということでもいいのか、あと費用負担。それから、例えば鴻巣に住んでいるのだけれども、実家は鴻巣以外に住んでいる場合でも、その新生児聴覚検査が可能で、費用負担はこの近隣で出産した場合でも同じなのかお伺いいたします。

(子育て支援課長) 国のガイドラインによりますと、おおむね生後3日以内に実施をしてもらうのが好ましいというふうになっています。ですから、出産した産院で検査をしていただくことになります。この助成券は、自動ABR型というのとOAE型という2種類ありまして、ABR型につきましては5,000円までの助成、OAE型につきましては3,000円までの助成となっています。ですから、それ以上の費用がかかる場合は自己負担となります。また、実家での出産の場合は、まずは自己負担していただいた後に償還払いという形を計画しております。

以上です。

(頓所) この聴覚検査というのは、どこの産院でももうそういう機器が入っているということで、ない病院はきっとないのでしょね。すみません、お伺いします。

(子育て支援課長) 原則ほとんどの産院は入っていると思われませんが、入っていない病院の場合でも、この助成券1か月以内使うことができますので、必ず聴覚検査をしていただくようにお勧めしています。

以上です。

(頓所) それでは、323ページの小・中学校適正規模及び適正配置事業についてお伺いしたいと思います。あり方研究懇話会と、それから審議会、2つあるのですけれども、前任者の説明では審議会の中にはいろいろな教育関係の人だとかPTAの中からのとか、そういう方の中で審議をしていくと、いろんな吸い上げたことを審議していくということだったと思うのですけれども、あり方研究懇話会という、その懇話会の内容、どのような話をして、どのような人が懇話会にいらっしゃるのか、懇話会について教えていただきたいと思います。

(教育総務課長) あり方研究懇話会ですけれども、懇話会の設置要綱がございまして、そちらに組織としましては学識経験者、また自治会連合会の役員、鴻巣市PTA連合会の役員、鴻巣市立小中学校長、市内の市立保育園の園長、市内の幼稚園または認定こども園の園長、その他教育長が必要と認める者ということでございまして、大体適正配置の審議会と同じような方たち、公募の委員はいないのでしょけれども、そういった

方たちにお願いしまして様々な意見をいただいているところでございます。

その審議している内容なのですが、前回は笠原小学校の關係に特化してしまっただけなのですが、今後はいま一度市内全体の鴻巣市立小中学校の状況につきましてご説明申し上げまして、平成27年に出されました適正配置審議会のほうで審議しました内容等を資料にしまして、様々なご意見をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

（頓所）それでは、329ページの生徒指導員・少人数指導員等配置事業について、指導員の職務、それから各小学校の配置人数についてお伺いしたいと思います。

（教育部副部長兼学務課長）それでは、お答えいたします。

まず、こちらの指導員の職務の内容なのですが、大きく2点ございまして、1点目としましては学校の教職員への指導、助言ということで、若手の教職員を中心に定期的に学校に出向きまして、教職員の指導、育成を行っていただいております。

それから、もう一つの職務としましては、学校がPTAや地域と連携して対応することが非常に多いことから、教育委員会と学校とPTAが一緒に行う一連の行事、主に市のPTA連合会の仕事になりますけれども、そちらの調整、コーディネート役として採用している職員となります。学務課として今お願いしてそちら配置させていただいている指導員につきましては、本市で1名の予算で対応しておりまして、ほかにも教育支援センターに配置している指導員と協力をして各学校に回って対応しているということでございます。学務課のほうの予算としては1名の配置でございます。

以上でございます。

（頓所）ちょっと戻るのですが、通告はしていないのですが、231ページの自殺対策事業について1点だけお伺いしたいのですが、コロナ禍の中で鬱だとか、それから女性や若い人たちが自殺をしているという、その数字がかなり増えているということなのだけでも、例えば

周りの人が気づいてくれるというのかな、ゲートキーパーの育成だとか、そういうことは考えられているのか。ひょっとしたらここがキーパーソンになるかもしれないというふうに私は思っておりますので、お伺いいたします。

（健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事）お答えいたします。

自殺対策事業費の予算につきまして、県の自殺対策強化事業補助金を活用して毎年実施しておりますが、その中で平成24年度（P.67「平成22年度」に発言訂正）から毎年ゲートキーパー研修という枠を設けまして、一般市民と、あと専門職、相談員等のいろいろな方々に今まで研修会を実施してまいりまして、そういった中で来年度の計画の中で子育て部門の部署と今連携をしております、ファミリーサポートの会員の方にちょっと研修会を受けていただくというふうな企画もございます。ゲートキーパー研修につきまして、毎年前年度にそういう相談員ですとか、高齢者だったり、子育て世代のお母さんだったり、そういういろいろなゲートキーパーになり得る方の部署を事前に当たりまして、担当の職員と協議をして、翌年度の研修会を今開催をしておるところでして、やはりふだん相談を受けるという中で、この方が自殺するぐらい悩んでいるかどうかというところまでなかなか及ばないところではあるのですが、やはりそういったゲートキーパーの研修を受けていただく中で非常にまた意識が高まって、今後気をつけて見ていこうというふうな、そういった非常に満足度が高いということでアンケートの結果も出ておりますので、引き続き研修やっていきたいと思っております。

（頓所）今までどのくらいの方がこのゲートキーパーの研修会を受けられたのか、そしてまた現在どのような活動をしているのか、この2点お伺いします。お願いします。

（健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事）今ちょっと具体的な人数は出ておりませんで、後日数字をまたお伝えしたいと思います。よろしくお伺いいたします。

（副委員長）暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 5 7 分)



(開議 午後 2 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事より発言を求められておりますので、許可いたします。

(健康福祉部新型コロナウイルスワクチン接種推進チーム副参事) 先ほどご質問いただきました本市におけるゲートキーパー研修の累計の養成者数になりますが、先ほど平成24年からと申し上げましたが、平成22年から令和2年度の累計で2,511名の方がゲートキーパー研修を受講されています。内訳につきましては一般の市民の皆様から民生委員、ケアマネジャーさんと、いろいろな分野で今まで毎年実施してきておりますが、皆様の養成後の活動状況につきましては、特に認定制度で何かの具体的な活動、例えば傾聴活動ですとか、そういったものをしていただいているわけではないのですが、身近な方の悩みに気づいて傾聴していただいて、専門機関につないでいただくような役割ということを繰り返しご説明しておりまして、ふだんの活動に役立てていただければということで実施しております。

以上です。

(委員長) 続きまして、障がい福祉課長より発言の申出がございましたので、許可いたします。

(障がい福祉課長) 先ほど諏訪委員からの質問で、福祉タクシー自動車燃料費助成事業が令和2年度予算額より令和3年度予算が減額されている理由についてということで、うまく説明できなかったので、説明し直したいと思います。

これは、令和元年度より令和2年度の福祉タクシーデマンド交通が、最初令和2年度は当初すごく増えるだろう、新しい制度を使うのですごく増えるだろうということで、令和2年度の予算はすごく上がったのですが、実際にはそれほど増えなかったというのもありまして、令和

元年度の決算額1,577万5,385円を基に、令和3年度の予算の、そこから100万ぐらいは増えるだろうという想定がありまして、1,695万9,000円と、こういった数字になりました。それなので、元は令和元年度の決算額が基になりましたということでもよろしく申し上げます。
以上です。

（委員長） ご了承願います。

なお、字句その他の整理につきましては委員長に一任願います。
皆様のスムーズな議事進行にご協力いただき、ありがとうございます。
その結果、時間的余裕がございましたので、1人1問あるいは5分程度で質問をしたいという方がございましたら許可します。質疑はありませんか。

（加藤） それでは、手短に、5分ないし1問ですね。1つ、327ページの放課後子ども教室の関係なのですが、ここに会計年度任用職員の報酬があつて、コーディネーター謝礼とかとあるのですけれども、会計年度任用職員さんというのは、これは来年が16校目というふうなことでやるわけですけれども、この全体のことをやる役割の方が再任用で会計年度でということではこれ予定されているのかをまずお聞きしたいと思います。

（こども未来部参事兼こども応援課長） それでは、お答えします。

会計年度任用職員ということで、統括コーディネーターさんが今こども応援課のほうに勤務しております。統括コーディネーターさんはどういった仕事をするかということ、コーディネーター間の連絡調整、あるいはコーディネーターの確保、人材育成、それと未実施地域における取組の促進を行っております。また、放課後子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行っております。コーディネーターは各実施校に1人今いらっしゃいますので、実際コーディネーターの方が高齢でちょっと務められないとか、そういったこともありまして、統括コーディネーターのほうでいろいろ、コーディネーターを見つけてもらったりとか、そういったことを今しております。

以上です。

（加藤） 答弁のほうも手短にお願いしたいと思います。

では、1人会計年度の方がいて、あと今まで15校ですけれども、その方たちのことをいろいろと統括してやっている。この方というのは、もうずっと前からではないのですよね。

それともう一つ、例えば児童数の多い学校は、高学年の人はこれを希望できないということをやっているという話も聞いているのですけれども、その辺どうなのですか。子どもの安全のためにということやこれやっているとことなののですが、そういうやっぱり高学年でも安全だというふうなことを言い切れないではないですか。ほかの小規模のところは全員6年生まで希望する子はできるわけですけれども、児童数の多い学校はできないというのはちょっと不公平的になるのではないかと思うのですけれども、その辺どのように考えていますか。一言でいいですか。

（こども未来部参事兼こども応援課長）本来でありましたら、高学年含め各学年に合わせて様々な活動が展開されることになっておりますので、今年度新型コロナウイルスの関係で2学期からの実施となっております。各子ども教室のほうで地域の方々の、スタッフの方々の遊びの提供とかしていただいて、高学年を含めて活動が展開されることを期待しております。

以上です。

（加藤）もう一つ、1つだけ答えていただく内容です。

339ページの人権教育推進事業の中で、本会議の中で実際いじめの調査委員会とかかかったのは、小学校と中学校合わせて3件ということで、全て解決しているというふうなことなののですが、どういった解決方法でされて、いじめたほうといじめられたほうでお互いがうまくいった結果で収まっているのか何か、それ1つお答えいただきたいと思います。

（学校支援課長）いじめ問題調査委員会案件につきましては、先ほどおっしゃられたように3件ございましたが、調査委員会のほうで調査をして報告書を作成し、被害生徒のほうに調査報告のほうをして、調査のほうは完了しております。

以上です。

（加藤）ちょっと答弁が、調査しています、報告していますではなくて、

お互いが、いじめたほうもいじめられたほうもそれなりの納得というか理解をされた中での解決方法だったのかを聞きたいのですけれども。解決したというふうな結果が。

（教育部参与）それでは、お答えいたします。

調査委員会を立ち上げた3件に関しましては、1件は卒業をしたということです。それから、2件については転居、転校等ということですので、直接の関わりがなくなったということが大きいかというふうに思います。あと、本会議の中でそれぞれ小学校、中学校の数を報告させていただきましても、基本的にはそういったものについてはお互い納得をしていきながら解決をさせていただいているという状況です。

以上です。

（橋本）では、1点だけ。通告していました331ページの入学準備金及び奨学資金貸付事業についてちょっとお聞きします。今回コロナで貧困する家庭も多くなると思いますが、まずこれ何人を対象としているのか伺います。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

入学準備金及び奨学金の貸付け事業ですが、まず入学準備金につきましては、令和3年度につきましては高校生2名、大学生3名の予算取りということとさせていただいております。奨学資金につきましては、継続してお貸ししている大学生が3名いますが、そのほかに新規ということで高校生が2名、それから大学生が3名の予算となっております。ちなみに今年度は、入学準備金が高校生が2名、大学生が3名で予算を組んでいたわけなのですが、現在のところお問合せはあるものの、お申込みのほうはない状況でございます。

一方、奨学資金につきましては、今年度は新規で高校生が2名、大学生も2名予算取りを組んでいましたけれども、実際お貸ししている方は大学生が2名、それから高校生がゼロ名という状況でございます。

以上でございます。

（橋本）意外と少ない感じがするのですけれども、これ多分連帯保証人とか必要なのではないかなと思って、なかなかその方を探すのが大変だ

と前聞いたことあるのですけれども、そういった申込みをしようとしてやっばりできなかったとか、そういう方は結構いるのでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）申込みの問合せについてはそれほど今年度も多くない状況でして、私のほうで把握している限りでも2件ほど問合せがある程度でございます。確かに連帯保証人は必要な状況でございます。過去になかなかお返しができなくて連帯保証人の方にお返しいただいている経緯もございますので、やはり連帯保証人の制度についてはちょっと必要な状況かなというふうには考えながら、ただコロナの状況もでございますので、また啓発等、これまでもしておりますが、引き続きやっていきたいと思えます。

以上でございます。

（橋本）まさにこれ貸付けなので、これ終わってからちゃんと返しているのか、滞納があるのか、それだけちょっと最後にお聞きします。

（教育部副部長兼学務課長）入学準備金につきましては、現在未納額ということで、令和元年度の見込み未納額ですけれども、4万7,500円ほどある状況でございます。さらに、それに前年度までにまだお支払いいただいていない金額が24万2,000円ほどありますので、合計で滞納の繰越し合計金額が28万9,500円という状況でございます。奨学金につきましては、令和元年度の未納額についてはゼロとなっておりますが、それ以前の滞納、未納額が112万2,700円という状況でございます。

以上でございます。

（諏訪）では、通告しておりまして、先ほどできませんでしたので、2点お伺いいたします。

345ページ、小学校給食運営事業と、併せて中学校のほうも同じなのですが、353ページの中学校給食運営事業でございます。こちらのほうなのですが、昨年はコロナ禍で給食費をある程度一定期間無償にするという自治体が結構出てまいりました。今回当市はどのようにするのかということも含めまして、保護者が支払っていらっしゃる食材費の負担について、それぞれ小学校、中学校で伺いたいと思えます。

（中学校給食センター所長）まず、小学校の給食運営事業、食材費の保

護者負担について説明いたします。

学校給食の経費の負担につきましてもは学校給食法第11条に規定されており、学校給食に必要な設備や運営費用は市が負担し、食材費については保護者が負担するものとされております。学校給食費は、小学校月額4,500円を保護者に負担していただいております。なお小学校1食当たり265円となっております。小学校では給食費を学校が集金し、その集金した給食費で食材を購入する私会計を取っております。限られた給食費でありますので、食材によっては全校19校で共同購入し、数を増やすことにより安価に買えるような食材はあります。また、食材1食当たり265円で購入するため、数社より見積り徴収をし、安く購入できるよう努力しております。

続きまして、中学校給食運営事業に対する給食費保護者負担についてでございます。前段の学校給食費の経費についての負担は変わりません。学校給食費は、学校月額5,200円を保護者に負担していただいております。なお、中学校1食当たり令和3年度から313円徴収となります。また、中学校では給食費を市が徴収し、一般会計の雑入に入金し、食材費については中学校給食運営事業の賄材料費で食材を購入する公会計を取っております。なお、給食センターの食材1食当たり313円で購入するため、数社より見積りを取り、安価な食材を購入できるように努力しております。

以上でございます。

(諏訪) では、公会計の一般会計のほうで示されております中学校のいわゆる355ページの賄材料費というものが、この中学校の1人ずつの積み上げたもの、1億9,289万7,000円ということではよろしいでしょうか。

(中学校給食センター所長) はい、そのとおりになります。

(諏訪) 給食費が高いというような声も聞かれるのです。夏休みになかなか給食がなくて、栄養不良になるお子さんも出始めているというふうには聞こえてくるのですけれども、今それぞれ世帯主も仕事がなかなか厳しく、賃金が思うように入らないという状況の中で、思い切って食材費の無償を行うという考えがあるかどうか伺いたいと思います。

(中学校給食センター所長) 現在のところでは考えはございません。

(諏訪) では、続きまして347ページ、児童就学援助事業、併せて生徒就学援助事業、357ページ、同じ内容ですので、一緒に質問させていただきます。

それぞれ小学校、中学校で就学援助を利用されている方々の人数と、それから援助の対象となる学用品の、その品名を教えてくださいと思います。

(教育部副部長兼学務課長) 今年度の実績でよろしかったでしょうか。小学校のほうはまだ3月終わっていませんので、2月28日現在ですと、今年度就学援助の受給者が、人数が2月末日現在463名、全体では8.7%(P.75「8.3%」に発言訂正)となっております。これにつきましては、令和元年度が492名、8.7%ということですので、その令和元年度までには届かないかなという状況で考えております。

続きまして、中学校のほうにつきましては、2月末日現在311名でございます。全体の10.6%でございます。令和元年度が303名の、割合が10.4%ですので、若干パーセンテージや人数が上がっている状況です。なお、中学校につきましては年々少しずつ子どもの数が増えている状況でもございますので、全体、小学校、中学校合わせますと令和元年度に比べて令和2年度は逆に少しパーセンテージや人数のほうの合計が少なくなる見込みかなという状況でございます。

それから、学用品費の対象項目ということなのですが、学用品費そのものについては、学校生活や、それから通学等で子どもが使うものに必要な費用として支給をしているものでございますので、特にこの品目で買ってくださいとか、何はだめですとか、そういうものではなくて、学用品費としてそれぞれ必要に応じて使っていただくというような状況で支給をしております。

以上でございます。

(諏訪) 若干人数が減っているということで、パーセンテージが減ることですが、8%または10%台でそれぞれ就学援助を受けているという実態があります。そして、学用品に関しては特に項目はないという

ことなのですが、結構クラブ活動費や生徒会費、それから児童会費でしょうか、そういったところで、P T A会費などで、この援助を受けている方々からは、やはりクラブ活動費などでも非常に高額であったりするので、そこを援助項目にしてほしいという願いがあるのですけれども、そのお考えはいかがでしょうか。

（教育部副部長兼学務課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、今年に限らず、その前から他市の状況等は注視をしているところでございます。依然P T A会費、アルバム、部活動等費については支給をしている市町村もまだ少ない状況でございますので、本市としてはその考えはまだございません。ただ、一方で修学旅行費とか、それから郊外活動費については、本市では実費を支給させていただいております。これはほかの市町村に比べても対応としては配慮させていただいている状況かなというふうに思っておりますので、そういう部分もでございます。また引き続き、ほかの市町村等も調べてまいりたいと思います。

以上でございます。

（小泉）それでは、何点か質問をさせていただきます。

171ページの地域子育て支援拠点（サロン型）事業についてなのですが、オンライン授業の具体的な授業内容を教えてもらえればと思います。

（こども応援課副参事）お答えいたします。

子ども・子育て支援交付金の3次補正により追加されたICT化推進事業として地域子育て支援拠点、サロンを運営する3団体にタブレット等を貸与し、オンライン相談、オンラインでの情報発信、オンライン会議システムを利用した団体間の情報共有等を実施することを検討しております。

以上です。

（小泉）それ団体間ということは、子どもではなくて、オンライン授業をするわけでもない、団体間で打合せするときに使うような体系ということでしょうか。

(こども応援課副参事) お答えいたします。

それも含まれますが、オンライン相談、オンラインサロンがメインになると思っております。親子等の交流を図っていく事業と考えております。以上です。

(小泉) そうしたら、339ページの地域人材活用事業なのですから、この具体的な事業の内容をもう一度教えてもらえればと思います。

(学校支援課長) 地域人材活用事業についてお答えいたします。

ゲストティーチャー等、それから学生ボランティア、通訳ボランティア等の謝礼、報償等が中心となっております。各小中学校のほうで総合的な学習の時間等に活動を行った際に、ゲストティーチャーとして地域の方をお招きして授業を行うことがございます。そのときの謝礼等がございます。

以上です。

(小泉) 人材の確保の方法についてはどのような方法を考えているのか、それを最後に質問したいと思います。

(学校支援課長) 人材活用につきましては、それぞれ小中学校のほうで、保護者であったり地域の方々、OBの方々であったり、様々でございます。

以上です。

(教育部副部長兼学務課長) 先ほどの発言の訂正をさせていただければと存じます。すみませんです。

先ほど諏訪三津枝委員さんから就学援助の実績ということでご質問がありまして、そのときに令和元年度の割合を8.7%というふうにお答えしてしまったようでございます。すみません。正しくは、令和2年度は8.3%。令和2年度が8.3%の463名で、令和元年度は492名で8.7%。令和元年度に比べて令和2年度は、人数、それからパーセンテージともに小学校のほうは低い状況となっております。ご訂正をお願いいたします。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 令和3年度鴻巣市一般会計予算に反対の討論を行います。

コロナ禍において、市民の生活が一層困難になっています。時の首相は自助、共助、公助と言い、まず自分のことは自分でという中で、政治への不信が高まっています。自治体の役割は、福祉の増進です。敬老祝金の支給年齢の見直し、5歳ごとの支給が11歳ごとに引き延ばされます。また、難病患者手当引き下げられたままで、増額を求める声が届かない。引き下げられたままでございます。

また、教育では、就学援助金8.3%、また10%の中学生、こういった子どもたちの貧困がさらに困難となって言われています。2017年には文科省が、この就学援助金、入学前支給を可能とする通知を出しました。そして、入学前に就学援助補助金を受ける、そういった子どもたちが増えていきます。また、教育の無償化、日本共産党の基本的な立場です。義務教育の無償をできるだけ早く、広範囲に実現したい。学用品、学校給食費、できれば交通費と、70年前の国会で、当時の文部委員会で答弁がされた記録があります。いまだに給食費、また制服、副教材などの負担が解消されていません。

次代を担う子どもたちに教育予算、そして高齢化に突入している高齢の市民の方々に福祉の予算をしっかりと取ることが大変重要だと思います。コロナ禍であるからこそ、福祉、教育予算の拡充を求めて反対討論といたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第45号 令和3年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めま

す。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時49分)



(開議 午後2時50分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、議案第48号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時11分)



(開議 午後3時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

一通りの説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(加藤) 通告の中にそれぞれの各人数をというふうなことであるのですが、けれども、それは資料を提出していただいた中で分かりますので、その件については質問はありません。

1点だけちょっとお聞きしたいのですけれども、来年度の予算はこの引上げを含めた中でのそれぞれの予算計上になっているかと思うのですが、ちょっとこの予算に関係ないことはないのですけれども、第二の福富の郷ができることになっていたけれども、できないことに白紙になってしまった中で、あれがいつ頃に完成して、いつ頃開所するという予定になっていたのかちょっと分かりませんが、やっぱりああいう特養施設とかができると入所する。そうなってくると、やっぱりそれなりに入所した人に対してのいろんな介護保険料というものが、介護料というのが

必要になってくるのではないですか。それをもし、この予算を計上するに当たって、そういう第二の福富の郷ができるということを想定した中で人数がどれぐらい増えるかという、そういう予想した中でのこの予算計上になっているのか、1点伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）第二福富の郷ができた場合、予定どおりできていたとすると令和4年の4月からオープンするというお話を伺っておりましたので、当初保険料を算定するに当たっては、令和4年度から定員が100床ということでお話聞いておりましたので、70人分を4年度から給付費のほうで算定していたのですけれども、それがなくなったということですので、今回のそもそも令和3年度につきましては、第二福富の郷は令和4年度からオープンというお話でしたので、令和3年度の予算の中には入っておりません。

以上です。

（橋本）通告したのですけれども、歳入の介護保険保険者努力支援交付金、さっき説明をされたのですけれども、2年度はなくて、これ3年度から新たに交付が確定したからと、そのようなお話をされたのですが、もう一度ちょっと詳しく教えていただけますでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護保険保険者努力支援交付金は、令和2年度から開始となった交付金となります。各市町村が行う自立支援重度化防止の取組及び都道府県が行う市町村に対する取組の支援に対し、それぞれ評価指標の達成状況に応じて国が交付金額を決定するものになります。公的保険制度における介護予防の位置づけを高めるために、介護予防、健康づくり等に資する取組を重点的に評価しておりまして、介護予防、健康づくりの取組を増加させる保険者のみに交付されるものです。総額200億円を都道府県と市町村のほうで割り振って交付されるものになります。

以上です。

（橋本）ということは、括弧しまして、これ差があるということなのですか。例えば隣、北本とか桶川、上尾とか、そういうところより評価はされているのか、されていないのか、それだけちょっとお伺いしたいと

思います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長)令和3年度の交付金につきましては、本市は885点中458点で、全国平均は436.3点で、平均点以上の得点を獲得しております。順位は1,741位中732位となりました。今後は、介護予防・日常生活支援の調査項目でできていなかったところを重点的に改善して、より高い順位、交付金がいただけるように努力してまいりたいと思います。近隣の得点でございますけれども、上尾市が456点で747位となっておりますので、あとの近隣はそれ以下になりますので、本市は近隣では高いほうになります。

以上でございます。

(橋本)すばらしいことだと思いますけれども、何か要因というのはあるのでしょうか、ほかの近隣の市町より評価が高いというのは。

(健康福祉部参事兼介護保険課長)本市がもともと介護予防事業などに力を入れてきている結果だと考えております。

以上でございます。

(橋本)分かりました。あと、繰入金のところでは低所得者保険料軽減繰入金、これが昨年より倍ぐらいになっているのですけれども、これの要因というのはどういったものなののでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長)軽減繰入金につきましては、大きく伸びている要因といたしましては、令和2年度から、今まで第1段階の方だけ軽減があったのですけれども、それが第3段階までに拡大したことによる大幅な増となります。

以上です。

(諏訪)では、通告しておりますが、前回の保険料の条例のときにもちよっとお伺いしたのですけれども、一応第1号被保険者の保険料の滞納者の数、そしてその滞納者の、もしできたら所得段階、そして実際にサービスの制限を受けている方1名というふうに伺っていましたけれども、どんなサービスをお使いなのかを伺いたいと思います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長)令和3年1月末時点で、現年度は1,720人で1,881万9,400円、滞納繰越分は331人で1,601万9,500円となっ

ております。そのうち1名の方が実際に介護サービスを利用し、給付制限を受けているということになります。滞納繰越分については段階が集計できませんでしたが、現年度分につきましては一番金額で多いのは第4段階、427人で406万300円。次が第6段階、300人で382万1,400円。次が第1段階、263人で137万2,300円という順になっております。あと、お一人給付制限を受けている方は介護4の段階の方なのですが、サービスの内容をちょっと確認しておりません。

以上でございます。

（諏訪）ただいま滞納の人数伺って、所得段階ごとの滞納者の数ということでお伺いいたしましたが、第4段階の方が金額として、人数としても一番多いということによろしいですね。この滞納の要因というか、理由というか、どんなのだったのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）滞納の理由は皆さんそれぞれの理由があるかと思えますけれども、中には、先日もお話ししましたが、介護保険は自分は使わないから納めないのだという方もいらっしゃいますし、あとは第1段階の方が多いというのは、人数が多いというのもありますけれども、やはり生活状況が大変で納付していただけないとか、そういった方もいらっしゃいますが、ただ皆さんで支えていく制度だということをお話ししまして、ご理解をいただくようには努めております。以上です。

（諏訪）すみません、第6段階というと、いわゆる特別徴収だと思われるのですけれども、天引きにならなかったということでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）年金から天引きの方は100%納付という形になりますので、これが年度の途中ですので、その処理が間に合わなくてこのようになっているのか、あとは一般の事業主の方で普通徴収の方がこれだけ納めていないのかというところかと思えます。

以上です。

（諏訪）そうしましたら、一般会計からの繰入金額が減額、前年度と比較いたしますと、前年度は15億9,500万、今回が12億7,400万ということ

で、いわゆる繰入金の減額となっている理由といたしますか、お伺いいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）一般会計繰入金の減額の理由といたしましては、介護保険給付費の令和3年度予算について、第8期介護保険事業計画で過去の実績等を精査し、策定した結果、前年度より給付費のほう約2億3,000万円の減少となりました。それに伴いまして、一般会計から事業費の12.5%を繰り入れます介護給付費繰入金が2,884万6,000円、2.7%の減少となったことが主な要因となります。

以上です。

（諏訪）そうしますと、給付費全体が下がった影響で、それに対応する法定の繰入れのパーセンテージということによろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）はい、そのとおりでございます。

（諏訪）歳出において、施設サービスを除いて多くの介護のサービス費が減額予算となっておりますけれども、この要因としてはどういったことが。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）要介護、要支援認定率の増が第7期計画で見込んでいた数値よりも抑えられたことによりまして、保険給付費の伸びも予想より少なくなったことで計画値と実績との差が大きくなったことが、当初予算ベースでは減少した原因と考えられます。特に地域密着型介護予防サービス給付費につきましては、グループホームが未整備となったということと、あと認知症対応型の通所事業所が平成30年度末でなくなったことにより、その部分を見込んだ給付費の伸びがなくなったことで、計画値である令和2年度当初予算額と、実績がベースである令和3年度当初予算を比較すると大きく減少となっております。

以上でございます。

（諏訪）グループホームが未整備だったということですがけれども、第7期で本来なら29床でしょうか、整備予定だったわけですね。今回第7期の計画の中ではそういった計画だったのですけれども、未整備となった要因というのは何でしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）7期の計画を策定するに当たりまし

て、グループホームを7期中に建設したいという事業所のほうからお話があったようなのですが、それがやはり造らないと、整備はしませんということになったため、7期での整備はなくなりました。

以上です。

(諏訪) グループホームを第8期の中で整備をしようというところは、今のところあるわけでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 第8期のほうでグループホーム27床を、令和5年度から給付のほうが発生するということで見込んでおります。

以上です。

(諏訪) では、ちょっと先ほどもご説明いただきましたけれども、事業名で包括的・継続的ケアマネジメント支援事業、いわゆる包括支援センター5か所あるわけなのですけれども、実際に行っている事業の内容、5か所で足りるのかということも含めて、増やす予定はないのかということも含めてお伺いいたします。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) こちらの包括的・継続的ケアマネジメント支援事業は、こちら議員おっしゃるように地域包括支援センターに委託しております。この事業は、地域包括支援センターが実施する基本事業になりまして、地域における介護支援専門員への日常的個別指導、相談、支援、困難事例等への指導、助言及び地域ケア会議の開催や関係機関とのネットワーク構築などとなっております。居宅介護支援事業所のケアマネジャーを対象として、ケアマネジャーからの困難事例等の相談を受けたり、ケアマネジャーの支援を含め、高齢者の支援のため、地域のネットワークを構築するなど行っております。

今委員おっしゃるように、高齢者はどんどん増えておりまして、5か所で足りるのかというお話でございますけれども、今のところ足りないとか、そういった苦情等、そういったことは受けておりません。また、第9期、また将来的に向けて高齢者が増加していくことが予測されておりますので、地域包括支援センターの増設ということも考えていかなければならないことと考えております。

以上でございます。

（諏訪）高齢者の方々が最初にいろんなご相談するところが地域包括支援センターかなと思うのですけれども、私の家族も実はお世話になりましたので、やはり大変忙しそうだなという感想を持ちました。それと、このとりさんだったのですけれども、どこから入っていいか分からないというような、いわゆる病院の中でしたので。

そういったところで、市として委託をするわけですから、もう少し高齢者がすぐ相談できるようなところを包括に求めてもいいのかなと思うのです、案内看板だとか含めて。一応市が出されている地域包括支援センターの地図などを見れば、ここだというの分かるのですが、入り方だとか、どこにどう行ったらいいというのがなかなかちょっと分かりづらいかなと思ったのですが、そういった市民からのご意見というのはいないでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）入り方が難しいということですが、今年度になってから、入り口が分からなくて相談に行けなかったとか、そういったお話は聞いておりません。現地のほう確認いたしまして、包括、このとりのほうの分かりやすい配置に努めていただくように指導してまいります。

（諏訪）では、同じく生活支援体制整備事業のこの事業内容、生活支援のコーディネーターということでもございましたけれども、実際にどんな業務を行っているのか、お伺いいたします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）この事業は、単身や夫婦のみの高齢者世帯や認知症の高齢者が増加する中で、医療、介護のサービス提供のみならず、地域住民に身近な存在である市町村が中心となりまして、NPO法人、民間企業、協同組合、ボランティア、社会福祉法人、社会福祉協議会、地縁組織、介護サービス事業所、シルバー人材センター、老人クラブ、商工会等の生活支援サービスを担う事業主体と連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実や強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図っているものとなっております。あと、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会のほうに配置しておりまして、現在は協議体

の設置を第1層協議体と第2層協議体、第2層のほうは市内8圏域でそれぞれ支え合い推進員会議を実施しております。

以上です。

(諏訪) そうしますと、生活支援コーディネーターとしては、今は社協に一括して委託しているということによろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) はい、そのとおりです。

以上です。

(諏訪) では、地域ケア会議の推進事業でございますけれども、地域のケア会議を開催しているということなのですが、前年度というか今年度はどの程度実績があるのかということと、あと会議の内容を伺います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) ケア会議の実績等の話なのですが、包括的・継続的ケアマネジメント業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉に関する専門的知識を有する者や民生委員、その他の関係者、関係機関及び関係団体により構成される地域ケア会議を設置しております。個別ケースを検討する地域ケア個別会議は、医療、介護等の専門職をはじめ、民生委員、自治会長、NPO法人、社会福祉法人、ボランティア等の地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員の資質向上に資するよう、ケアマネジメント支援を通して介護等が必要な高齢者の住み慣れた住まいでの生活を地域全体で支援していきます。個別ケースの検証により共有された地域課題を地域づくりや政策形成に着実に結びつけていくことで、地域包括ケアシステムの構築に向けた施策を推進してまいります。

個別ケースの検討に当たりましては、直接のサービス提供に関わっていない薬剤師、理学療法士、管理栄養士等の第三者を含めた多職種が協働する場であることから、当該第三者の参加に係る謝礼を計上しております。毎月1回、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所から4例の事例を出してもらい、自立支援と重度化防止に向けた自立支援型地域ケア会議を開催しております。運動、食事、口腔機能等の生活機能を評価して、本人がどうなりたいか、目標、サービスは妥当か、ケアプランに位置づけられているかななどを第三者から助言をもらいます。もらった助

言を本人に伝えて、必要時ケアプランを変更するなど、本人を自立に向けて支援していきます。また、その結果を2か月後にモニタリングとして発表してもらい、振り返りをしています。この会議を通して、本人の自立支援とともに、傍聴を設け、ケアプランの立案をしている介護支援専門員の資質向上に資する会議としても位置づけられております。

平成元年度の実績は年間11回開催し、検討した事例は45件、モニタリング46件、参加者数は、傍聴を含め、延べ595人になります。緊急事態宣言が発令されたため、昨年3月は中止したため、回数、参加者ともに少なくなっております。今年度の実績は、7月から会議を再開し、2月末現在検討した事例は32件、モニタリング24件、参加者数は、傍聴を含め延べ381人となります。

以上です。

（諏訪）毎月ケア会議を開いているということ、教科書どおり行っているのかなという、すごいことだと思います。また、45件の事例が検討されているということなのですからけれども、この事例検討を行った結果、プランの変更に結びついたケースというのはありますか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）担当から聞いているのは、自立まではなかなかたどり着かないのだという話は聞いております。ケアプランの変更まで結びついたかどうかは、ちょっと確認しておりません。

以上です。

（諏訪）事例検討に出されるその事例というのは、介護度も様々かと思えますけれども、介護度の高い方がさらに体調をよくして自立をさせていくというのがなかなか大変かと思うのですが、この事例は介護度にどんな方々があったのか伺います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）介護度は低い方が対象で、自立に向かいやすいといえますか、支援1、2の方が主となっております。

以上です。

（諏訪）では、最後にお伺いいたします。

介護保険料が今回見直しをされる条例が出まして、保険料が変わった上での今回の歳入歳出の予算かと思うのですけれども、上がることに関し

て市民の方々がなかなか納得ができないかなとは思うのですけれども、そういったご案内というのはどんなふうにする予定でいるのかということと、すみません、その保険料値上げするに当たって準備基金がどのぐらい使われて、どのぐらい残すのかということを一応確認したいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）保険料のほうが増額になるというお知らせは、まず広報のほうでお知らせすることになります。また、7月に保険料の通知のほうを皆さんにお送りすることになりますが、新しいパンフレット等を用意しまして、同封して読んでいただくという形を取ることになります。

また、保険料を算定するに当たりまして、基金の取崩しにつきましては、本日お配りしました歳入予算の概要の8番のところの6款繰入金でございまして、右下のほうに基金残高の見込みということで記載させていただいたのですが、今年度末の見込みは約4億3,000万円となります。そのうちの3億3,000万円を取崩しする見込みで5,200円とさせていただきます。残りは1億円ということになります。

以上です。

（諏訪）基金に1億円を残すということなのですけれども、この残すに当たって、例えば残さなくて全部使った場合だったら、保険料というのはどの程度変わるのかというのをちょっと伺いたいと思います。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）1億円に対して大体70円程度減額に、月の基準額のほうで70円……ちょっとお待ちください……すみません、お待たせしました。70円程度下がりますが、1億円残したといえますのは、今年度もまだ決算になりませんので、それと、なっていないということと、あと向こう3年間で万が一計画をオーバーするようなことになったときの備えとして、県のほうからも1億円程度は残しておいたほうがよいだろうというお話をいただきましたので、そのようにさせていただきました。

（諏訪）この基金というのは皆さんが納められた保険料がいわゆるたまった分と私思っているのですけれども、給付を抑えればいいのかというわ

けではないのです。当然使えるサービス、使わなければならないサービスは使っていただくということは必要なのですけれども、私前回の条例の改正のときにも申し上げたのですが、他市で他の自治体で一般会計、法定外の繰入れを行って保険料を何とか抑えていると、値上げを抑えているというところもあるのですけれども、そういったお考えというのはないのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 今本市は第10段階で保険料の算定をしているわけですが、これから高齢者が増加すれば、認定を受ける方もそれなりに増えていく、介護サービスを利用する方も増えていく、そういった状況になりますと、やはり基金残高があまり少なくなってしまうと、保険料のほうが大きく増加することになってしまいますので、将来的には11段階以上に段階を伸ばして、高所得者の方に負担をいただくということも検討しなければならないというふうには考えております。

以上です。

(諏訪) 当市は10段階ということなのですが、大分15段階ぐらいまで広げている、いわゆる所得の高い人はより高い保険料を払っていただくというような自治体もあるようですので、ぜひ保険料をなるべく抑えるような仕組みをつくっていただきたいなと思いました。一般会計からの繰入れがなかなか困難と思ってよろしいのでしょうか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 一般会計からの繰入れのほうは法定内の法定どおりの繰入れと考えておりますので、法定外の繰入れのほうは考えておりません。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時01分)



(開議 午後4時01分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(頓所) それでは、歳出のほうの地域支援事業の6番、認知症施策推進事業費なのですが、今年度新しい事業として、チームオレンジという認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐチームオレンジを整備していこうということなのですが、そのチームオレンジをどのように整備していくのかというのが1点と、それから県の新規事業でも同じような、共生ということでチームオレンジ、県のほうはオレンジ・チューターとして市のほうに派遣をして、研修とかしていくということなのだけでも、県との連携、その2点について伺います。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) チームオレンジの整備についてご説明いたします。

令和元年6月の認知症施策推進大綱におきまして、全市町村で本人、家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みであるチームオレンジを整備することが掲げられております。新たにチームオレンジのコーディネーターを1名、機能強化型の地域包括支援センターに配置し、オレンジサポーターと認知症の人やその家族の支援ニーズのマッチングを行い、チームオレンジの整備、運営支援を行います。

そこで、本市では令和3年4月より、機能強化型の地域包括支援センターにチームオレンジのコーディネーターを配置いたします。コーディネーターは、保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士等の保健、医療、福祉専門職の資格を有し、かつ認知症サポーター養成講座の企画やその催し、講師役を務めるキャラバンメイトの資格を有する者といたしました。あと、チームオレンジを整備して、その立ち上げや運営を担うコーディネーターを配置し、都道府県は市が配置するコーディネーターに対する研修を行っていただくようになりますので、埼玉県との関わりと申しますのは、コーディネーターに対する研修をしていただいて、その方をコーディネーターとして配置するということになります。

以上です。

(頓所) そうすると、このコーディネーターの配置というのは、済生会

のほうで在宅医療連携センターというのあるのですけれども、そこに配置するという解釈でよろしいのでしょうか。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）コーディネーターを配置するのは、地域包括支援センター、このとりのほうに配置いたします。そこに認知症関連の資格を有する方も一緒に配置されますので、同じ場所にということになります。

以上です。

（頓所）そうすると、今まで認知症サポーターって結構たくさんの方がいらっしゃると思うのですけれども、そういった方たちに今後チームオレンジとして活動していくという、結構な人数だと思うのですけれども、それどういうふうにまとめていくというか、周知していくというか、今年度新しい事業を開始するに当たって、サポーターにどんな声かけをしていくのかお伺いします。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）今、認知症の研修を受けていただいて、オレンジの……すみません。認知症サポーター養成講座の皆さんに今を受けていただいている、かなりその講座終了後の方はいらっしゃるのですけれども、さらにステップアップ講座を受講していただいた方にオレンジサポーターとして登録していただくことになります。

以上です。

（頓所）それでは、任意事業費について詳しくお話を聞きたいと思うのですけれども、結構165%の増なのですけれども、この増になった事業内容を教えていただきたいと思えます。

（健康福祉部参事兼介護保険課長）任意事業の増加につきましては3つ要因がございまして、これまでのケアプランチェックの在り方を検討するためにも、令和3年度は実施方法を変更しまして、介護給付適正化支援ソフト保守委託業者への委託で実施いたします。あわせて、契約予定のSEによる運用支援業務委託の中で対象者を選定し、ケアプランを講師へ郵送し、添削後、返送していただき、各事業所へ添削結果をフィードバックします。

2つ目が、運用支援業務委託では不適切な給付と思われるもの、確認が

必要な給付についてヒアリングシートを作成しまして、回答提出の際にケアプランを提出していただくことにより、給付の内容のみならず、ケアプランについても併せて確認し、給付の適正化とケアマネジャーの質の向上を同時に図ります。

それと3つ目に、既に一般会計で実施している事業が任意事業その他の事業の中に位置づけられていることが分かりまして、介護特会に組み替えたものです。財源においても、国38.5%、県と市が19.2%の負担がありますので、有利であると考えました。以上の理由により、652万3,000円の追加となっております。

以上です。

(頓所) そうすると、適正な給付ができるかどうかということについて、国からお金を、補助金が38%でしたか、下りたからということなのか。

(健康福祉部参事兼介護保険課長) 今まで一般会計のほうで予算を執行していたものが、介護保険課のほうでは住宅改修支援手数料支給事業というものがございまして、福祉課のほうで申立て手数料と5科目あるのですけれども、今までは一般会計で事業を行っている場合は特別会計のほうでは予算化できないものと考えていたのですが、埼玉県のほうにも確認させていただきまして、特別会計の任意事業のその他任意事業のほうで予算のほうを計上してもよいということが分かりましたので、一般会計ですと全部市のほうで財源のほう持たなくてはいけない事業のほうで、介護保険のほうであれば一部国と県と市で分けて負担することになりますので、有利であると考えまして、このように予算計上させていただきました。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後4時09分)

(開議 午後4時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(諏訪) 第8期の計画の中での初年度の予算ということで見させていたいただきましたが、何といたっても介護保険料の値上げになっているところの1点です。市民の方がやはりさらに大変になります。この第5段階だけを見ても、国民年金のおよそ1か月分が介護保険料として納めなければならないということになります。保険料値上げをしない方策をやはり取るべきだということを指摘して、反対いたします。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第48号 令和3年度鴻巣市介護保険特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

なお、会議録の調製及び委員長報告の作成につきましては、委員長に一任願います。

これをもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

(閉会 午後4時11分)